

植民地支配期ベンガル農業社会の地域構造 (I)

谷 口 晋 吉

I 植民地支配期ベンガル農業社会の地域構造論の構築に向けて

英領期ベンガル農業社会に関する研究は多い。だが、それらは、筆者自身のこれまでの研究を含めて、この地方の農業社会の地域的特性を十分に組み入れていたとはいえない。地域性への問題意識は早くからあったが、その主たる関心は、東ベンガル（今日のバングラデーシュの中心部分をなす）と西ベンガル（今日のインド共和国西ベンガル州）の対比であった。⁽¹⁾そこでは、ガンジス、ジャムナ、メグナという3大河の造陸作用の東方向への移動に伴う豊かな東ベンガルと衰退する西ベンガルという対比が強調された。従って、今日のバングラデーシュの貧困が1947年のインド・パキスタン分離独立以降の現象とされてしまい、それ以前は黄金の東ベンガルなるイメージで処理されてしまうことになった。この様なもう一つの神話として、自立的な小農経済が展開する均質な東ベンガル社会と大規模な富農が支配する階層化された北ベンガル社会という対比も横行している。最近におけるこの種の地域類型論の祖型となったのは Partha Chatterjee (1982) であり、Sugata Bose (1986) である。⁽²⁾

この二つの神話は多くのエピゴーネンを生み、無批判にそれを前提として研究が進められることの多いベンガル歴史研究の現状には、危惧を抱か

ざるを得ない。

以上の様な研究史への批判に立ちつつも、本稿は先行研究に拘泥するのではなく、具体的にベンガル各地方の地域構造を追究することに力を注ぎたい。

『センサス報告書』、『県地誌』、『県土地測量および地籍確定事業最終報告書』などが明らかにしている様に、殆ど全ての県（district）は、県内に基礎的諸条件における無視し得ない地域的差を抱えている。従って、県という行政単位はベンガル農業社会の分析枠組みとしては、必ずしも適切とは言えない。我々は、県の下での行政単位である地区（sub-division）、更に、その下の地租警察区（revenue thana：警察区と略す）にまで降りて行かねばならないのである。この点を事実即して明確に認識することが、この地方の政治史、社会史、経済史、農業史など、如何なる種類の歴史叙述にとっても、必須の前提となるべきである。我々が、長期農業統計やセンサス統計を分析する際に、こうした違いを十分に理解することが不可欠であり、本稿はその様な統計類を使いこなす為の基礎作業の一環でもある。

残念ながら、県内の地域的差に対する研究者の意識はこれまで十分であったとは言えない。この様な共通の土台を構築する為には、膨大な予備的な作業が必要になる。この基礎作業が海外を含めてまだ提供されていないという現状を踏まえて、本稿をこの間隙を埋めるささやかな第一歩としたい。⁽⁴⁾

本稿の狙いをもう少し敷衍しておこう。

- 1 多くの県には、県内に重大な差違あるいは多様性が見られる。
- 2 この差違ないし多様性は、生態学的環境（開発の進行も含めて）、農業生産構造（農業生産、農家経営、労働市場、土地制度等）、商業的展開、社会集団構成・集団構造（カースト、ムスリム、部族、村落共同体

等), 地域権力(政治)構造などの諸要因の組み合わせの地域毎の特質によって, 大きな程度において説明できるであろう。

3 この多様性を具体的に把握することにより, 今まで十分に認識されてこなかった地域の特徴や諸要素間の相関関係が新たに検出されることが期待される。

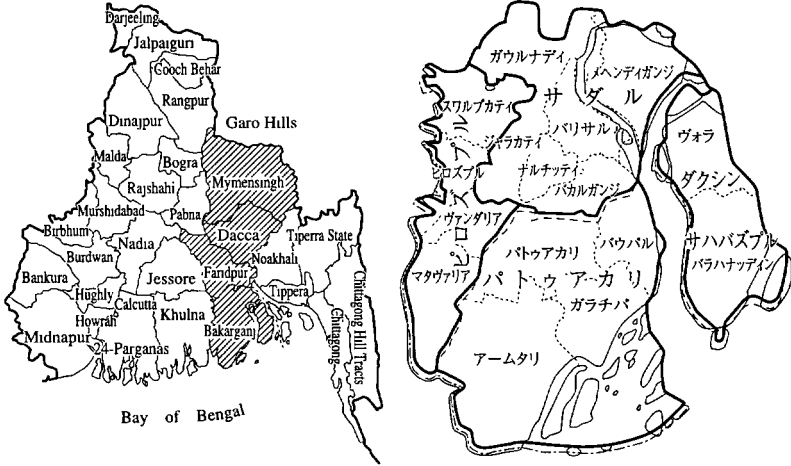
4 この多様性を具体的に踏まえることによって, 各地域の歴史現象, 経済現象, 政治現象が新たな次元で総合されて行くのではないか, この様なキャンパスが共有されれば, ベンガル州内の1地域史(local history)を研究することが, ベンガル州全体の歴史動態を理解することに繋がって行く筋道を示すことができる様になるのではないか。

5 この様な問題意識の中でも, 現在, 筆者が特に強い関心を抱いているのは, 筆者とRajat Dattaとの論争点である, ベンガル州の農民階層構造の地域的な特徴である。⁽⁵⁾

本稿IIでは, 以上の様な様々な関心や目的との関わりにおいて, ダッカ地方バカルガンジ県の農業社会を取り上げる。他のベンガル諸県の同様な分析は, 次稿以降に委ねる。私自身, 今まで, ダッカ地方についての研究をしていないので, 最も不得意な地方から始めることになる。終章では, やや論争的な観点から, 中間的な纏めを行う。

本稿はこの様な研究企図の最初の間報告であり, 時間, 資料への接近, 紙幅の厳しい制約の中で, 利用し得た資料は良く知られた基本的な文献に留まる。本稿で扱うダッカ地方に関しても, 参照し得なかった諸文献があり, 今後, それらを消化していく中で, ここで提示する構図を修正する必要が生じる可能性があることを断っておきたい。

地図1 ダッカ地方(ベンガル州内の位置) 地図2 バカルガンジ県(行政区画)



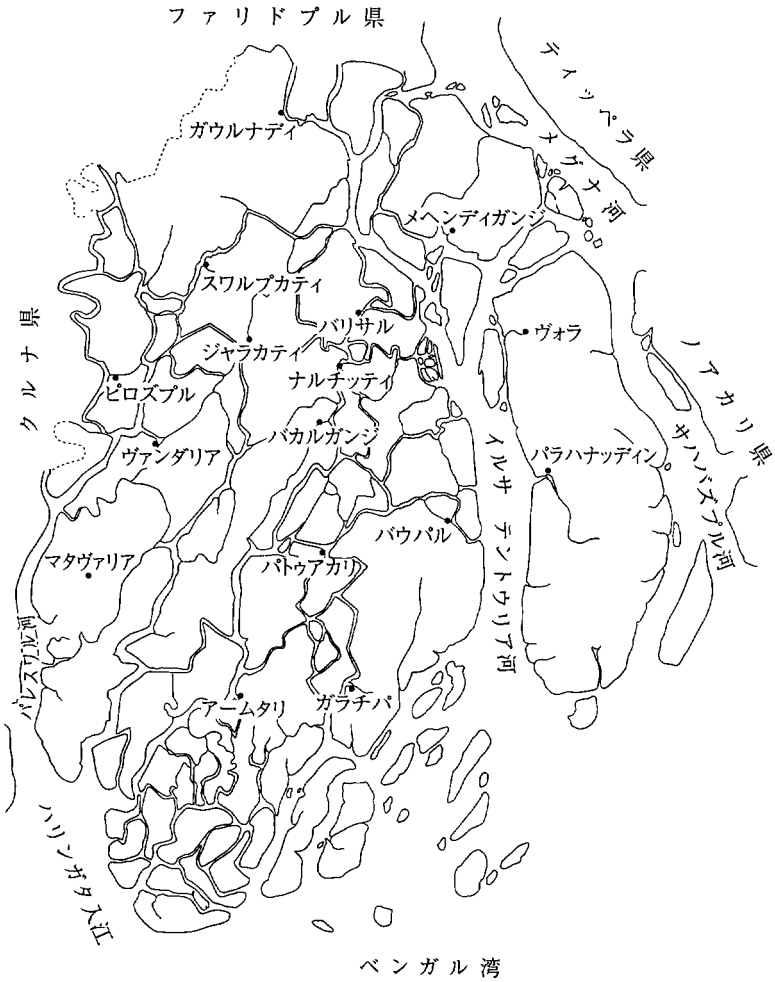
II バカルガンジ県の農業社会構造

1 はじめに

この章では、1885年に制定されたベンガル借地権法に基づいて、用意周到な調査と9年の歳月、250万ルピー以上の経費をかけて実施された、総数200万ページにも及ぶバカルガンジ県地籍簿の作成事業に関する報告書『バカルガンジ県土地測量および地籍確定事業最終報告書』(Final Report on the Survey and Settlement Operations in the Bakarganj District, 1900 to 1908, by J. C. Jack, Calcutta, 1915)⁽⁶⁾を中心的な資料として、この県の農業社会構造の地域の特徴を論じる。地図1に明らかな様に、ダッカ地方は、ベンガル湾に面する最南端のバカルガンジ県から始まって、フェリドプル県、ダッカ県、マイマンシン県と北に向かってほぼ一列に並んでいる。従って、この地方を構成する4県は、海岸線の巨大デルタと森林

植民地支配期ヘンガル農業社会の地域構造 (I)

地図3 バカルカンジ県 (河川流路)



地帯から平野部、内陸の大湿原、更に、北部のガロ丘陵地帯の南麓にまで及ぶ実に多様な生態系を含んでいる。

バカルガンジ県の地籍事業担当官 (Settlement Officer) となったジャックは、当時の英国植民地官僚の中で最も現地事情に通じた一人である。本稿では虚心坦懐に植民地地方行政機構を総動員して遂行されたこの膨大な地籍確定事業の成果を咀嚼することに努めた。しかし、彼の視角からは抜け落ちてしまった重要な問題があると筆者は考えているので、そうした点については指摘していきたい。

2 行政区画と地理的特徴

バカルガンジ県は、ガンジス、ジャムナ、メグナの三大河が合するデルタ地帯の南端にあり、ベンガル湾に面している。県の総面積は4,891平方マイルであるが、メグナ河の入江や大小の河川、水路、大小の沼沢などの水域を除くと、3,840平方マイルとなる。

地図2、及び、表1に見られる様に、県は、サダル (Sadar)、ピロズプル (Pirozpur)、パトウアカリ (Patuakhali)、ダクシン サハバズプル (Dakshin Sahabazpur) の4地区に分かれ、さらにその下は16警察区に分かれている。それぞれの地区、警察区の面積、人口、地目構成等は表1に与えられている。

この県は地理的に見ると、二つの異質な部分からなる。県北(サダル地区)と県西(ピロズプル地区北部)は早くから開発が進んだ古い沖積平野であり、乾期に固く凝固する粘性土を多く含み、毎年、雨期に3ヶ月間は水没する。県西南(ピロズプル地区南部)、県東(ダクシン サハバズプル地区)、県南(パトウアカリ地区)は、一群の島々や大小の河川の河口部からなり、主にメグナ河の沈泥(silt)によって比較的新しく形成された、砂土を多く含む沖積地である。幾つかの島々は未開であるが、最大の

表1 バカルガンジ県行政区画面別基本統計

| | 陸地面積 (平方マイル) | 人口密度 (人/平方マイル) | 耕 地 | | | | | | | 可 耕 荒 蕪 地 | | | | | | | | | |
|--------------|-----------------|-------------------|--------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 夏作物地 | 冬作物地 | 春作物地 | その他 | 2毛作地 | 合計 | 合計 | 園宅地 モスク寺 | 貯水池・堰 | 道路 | 沼沢地 | 洲 | 森林 | 非可耕地 | その他 | 合計 | |
| | | | (エーカー) | (エーカー) | (エーカー) | (エーカー) | (エーカー) | (エーカー) | (エーカー) | (エーカー) | (エーカー) | (エーカー) | (エーカー) | (エーカー) | (エーカー) | (エーカー) | (エーカー) | (エーカー) | (エーカー) |
| ガウルナディ警察区 | 248 | 963.4 | 24725 | 99367 | 15317 | 11362 | 31981 | 118790 | 15574 | 10467 | 6862 | 1231 | 3860 | 334 | | 529 | 996 | 24279 | |
| ジャラカティ警察区 | 137.5 | 1266.8 | 8297 | 54816 | 1707 | 12665 | 7809 | 69676 | 7399 | 6133 | 2770 | 608 | 69 | 215 | | 128 | 1042 | 10965 | |
| ナルチンティ警察区 | 83 | 968.7 | 9580 | 35828 | 1478 | 5349 | 9632 | 42603 | 5368 | 2310 | 1662 | 726 | | 31 | | 261 | 314 | 5304 | |
| バカルガンジ警察区 | 140.5 | 1014.9 | 12987 | 59495 | 3516 | 9058 | 10805 | 74251 | 6883 | 4256 | 1790 | 1242 | | 182 | | 1299 | 620 | 9389 | |
| バリサル警察区 | 149 | 963.6 | 21077 | 59406 | 9163 | 9473 | 21936 | 77183 | 9166 | 3779 | 3055 | 1156 | | 127 | | 376 | 332 | 8825 | |
| メヘンディガンジ警察区 | 249 | 665.4 | 18181 | 93000 | 22983 | 25742 | 38303 | 121603 | 15625 | 6731 | 4061 | 1347 | | 3974 | | 4187 | 1877 | 22177 | |
| サダル地区 | 1007 | 938.8 | 94847 | 401912 | 54164 | 73649 | 120466 | 504106 | 60015 | 33676 | 20200 | 6310 | 3929 | 4863 | 0 | 6780 | 5181 | 80939 | |
| バトウアカリ警察区 | 248 | 795.5 | 11644 | 117889 | 2141 | 11759 | 12030 | 131403 | 11321 | 6815 | 2670 | 1012 | 538 | 243 | | 398 | 4331 | 16007 | |
| アムタリ警察区 | 471 | 264.7 | 7929 | 144203 | 1171 | 5417 | 8021 | 150699 | 39863 | 6567 | 1381 | 337 | | 2022 | 81190 | 4867 | 14891 | 111256 | |
| ガラチバ警察区 | 309 | 291.6 | 1347 | 112161 | 4795 | 3771 | 4158 | 117916 | 42004 | 4741 | 1796 | 617 | 915 | 19949 | 270 | 1204 | 8441 | 37934 | |
| バウバル警察区 | 154 | 718.1 | 11572 | 72073 | 8377 | 4601 | 13650 | 82973 | 6306 | 3895 | 2442 | 872 | | 178 | | 933 | 977 | 9297 | |
| バトウアカリ地区 | 1182 | 442.2 | 32492 | 446326 | 16484 | 25548 | 37859 | 482991 | 99494 | 22018 | 8289 | 2838 | 1453 | 22392 | 81460 | 7402 | 28640 | 174494 | |
| スワルパカティ警察区 | 114.5 | 1800.1 | 13318 | 73172 | 7726 | 13717 | 15548 | 92385 | 16041 | 7529 | 2519 | 384 | 12023 | 43 | | 352 | 920 | 23769 | |
| ピロズブル警察区 | 206.5 | 633.6 | 224 | 47292 | 297 | 13382 | 256 | 60939 | 4518 | 4786 | 1349 | 324 | | 278 | | 287 | 914 | 7938 | |
| ヴェンダリア警察区 | 111 | 922.1 | 4341 | 42985 | 334 | 9431 | 4262 | 52829 | 5040 | 3014 | 1164 | 287 | 6923 | 181 | | 222 | 1512 | 13304 | |
| マタバリア警察区 | 242 | 471.9 | 2177 | 93166 | 1258 | 10274 | 1561 | 105314 | 20856 | 4101 | 1695 | 540 | | 140 | 4476 | 3875 | 13878 | 28705 | |
| ピロズブル地区 | 674 | 821.2 | 20060 | 256615 | 9615 | 46804 | 21627 | 311467 | 46455 | 19430 | 6727 | 1535 | 18946 | 642 | 4476 | 4736 | 17224 | 73716 | |
| ヴォラ警察区 | 238 | 632.3 | 9268 | 88968 | 15198 | 19788 | 27315 | 105907 | 14253 | 12218 | 5412 | 2678 | | 2642 | | 3678 | 5478 | 32105 | |
| バタハナディン警察区 | 387 | 309.4 | 7724 | 131110 | 18288 | 13086 | 21304 | 148904 | 45401 | 7730 | 5721 | 3201 | | 9505 | 16263 | 4788 | 6036 | 53245 | |
| ダクシン サハズブル地区 | 625 | 432.4 | 16992 | 220078 | 33486 | 32874 | 48619 | 254811 | 59654 | 19948 | 11133 | 5879 | 0 | 12147 | 16263 | 8466 | 11514 | 85350 | |
| バカルガンジ県合計 | 3488 | 657.0 | 164391 | 1324931 | 113749 | 178875 | 228571 | 1553375 | 265618 | 95072 | 46349 | 16562 | 24328 | 40044 | 102199 | 27384 | 62559 | 414489 | |

注 「報告書」付録6表IIを加工 原表中で、耕地面積の合計は、夏作、冬作、春作、その他の合計から2毛作を引いた値であるが、計算結果に多くの不一致が生じる。アムタリとマタバリア両警察区の冬作物地面積を、原表の114203を144203に、85289を93166に変更することで、矛盾がすべて解消するので、表中ではその様に直した。ミスプリとして、前者は1と4の見誤りとして理解できるが、後者のミスプリはどの様に生じたのか分からない。

サハバズブル島は27万人の人口(1901年)を擁し、1つの独立した地区(ダクシン サハバズブル)をなしている。

ベンガル州の河川による造陸活動は西から東に移動しており、バカルガンジ県においてもメグナ河主流は19世紀に入り東に20マイルも移動し、水流の衰えた県西の河川は堆積土で埋まった。この県における河川の造陸作用は20世紀初頭にはほぼ完了し、その主要な舞台はメグナ河対岸のノアカリ県に移った。

7月から10月の洪水が残す年々の肥沃な沈泥は、県内を密に流れる大小の河川・水路により、陸地の奥に運ばれる。県北のガウルノディとスワルプカティ両警察区には大河は走っていないが、その代り、恒常的に水を湛える大小多数の沼沢(bils)によって多くの小さな水路が確保され、表面水は十分に確保されている(表1参照)。

この県では、河川活動により、陸地(洲:char)の形成と河岸の浸食が同時に進行し、差し引き、年間約4平方マイル分の陸地が拡大している。河川沿いの村や町や田畑の境界は常に変化しており、それがこの地方の社会構造・社会関係に無視し得ない特徴を刻み込んでいる。ジャックは陸地の形成を次の様に説明する:「新陸地の形成は、まず何らかの理由で沈泥が数年に渡って堆積することに始まる。僅かに水面上に顔を出した地面に草が生え、徐々に地表面積が拡大しチャールと呼ばれる洲(泥の盛り上がり)になる。その地点が海から十分に遠ければ、直ちに春米(ボロ米)が栽培されるが、海が近いと川の水位が下がる乾期には海水が逆流して洲が塩水に浸かるので、更に数年経って、冬期にも潮位以上に地面が高くなり、雨期の淡水で塩分が洗い流されるまでは耕作は不可能である。河口付近であれば、これらの洲はひとたび洪水の最高位を上回ると、それ以後は急速に面積を拡大して行く。こうして河中にできた島には灌漑排水機能を果たす川が殆どないので冬米(アマン米)栽培には不適である。」(『報告書』13パラ)

3 土地利用

地籍確定事業の実施当時、県の陸地面積の70%が耕地であり、荒蕪地が30%（可耕地12%、非可耕地18%）であった。表2で、この県を構成する16警察区の耕地化率を見ると、大きな違いがみられる。サダル、ピロズプル、ダクシン、サハバズプル各地区の耕地化率はそれぞれ78%、72%、64%であり、各地区内のばらつきは8%未満、5%未満、10%未満である。だが、パトウアカリ地区の耕地化率は64%と低い上に、ばらつきが34.5%にも達する。これらの地域差は、各警察区内の砂地、沼沢、森林等の面積の違いによる。

18世紀後半のレンネルの地図、スンダルバン森林地帯（Sundarbans）の永久査定から除外された土地の記録、地租調査（revenue survey, 1859-1865）のデータなどから非占有の荒蕪地面積の時系的な変化をかなり正確に推測できる。1793年の永久地租査定後、島嶼部の植民が進んだが、1822年の大高潮が大きな被害を与え、耕地が縮小した。1845年頃から開発が再び始まり、パトウアカリ警察区は完全に開発され尽くし、アームタリ、マタバリア両警察区の大森林にも伐採が及び、バラハナッディン警察区でも耕地が拡大した。しかし、1876年に再び大高潮が発生し、又もや、開発を押し止めた。だが、19世紀末迄にこの混乱も収まり、再び、野生林の伐採が開始され、アームタリ警察区の森林面積が縮小し、マタバリア、バラハナッディン両警察区では開発が遂に海岸線に達した。ジャックはこの県の面積と開発の長期的な過程を推定し、1770年、1793年、1860年、1905年の4時点の土地利用率を、56%、66%、80%、92.5%としている。（『報告書』24）

耕地の拡大は、島嶼部等の遠隔の広大な荒蕪地開発のみでなく、既開発地域内部でも生じた。表3により、地租調査時（1860年前後）と地籍確定事業時（1900～08年）とを比較すると、耕地増加率には、地区、警察

表2 20世紀初頭バカルガンジ県耕地化率

| | 総面積 | 水面積 | 陸地面積 | 耕地面積 | 水面率 | 耕地化率 |
|---------------|--------|-------|-------|-------|------|------|
| | 平方マイル | 平方マイル | 平方マイル | 平方マイル | % | % |
| ガウルナディ警察区 | 263 | 15 | 248 | 185.5 | 5.7 | 74.8 |
| ジャラカティ警察区 | 149 | 11.5 | 137.5 | 109 | 7.7 | 79.3 |
| ナルチッティ警察区 | 90 | 7 | 83 | 67 | 7.8 | 80.7 |
| バカルガンジ警察区 | 153 | 12.5 | 140.5 | 116 | 8.2 | 82.6 |
| バリサル警察区 | 170 | 21 | 149 | 120.5 | 12.4 | 80.9 |
| メヘンディガンジ警察区 | 301 | 52 | 249 | 190 | 17.3 | 76.3 |
| サダル地区 | 1122 | 115 | 1007 | 788 | 10.2 | 78.3 |
| | | 0 | | | | |
| バトウアカリ警察区 | 278.5 | 30.5 | 248 | 205 | 11.0 | 82.7 |
| アームタリ警察区 | 555.5 | 84.5 | 471 | 235 | 15.2 | 49.9 |
| ガラチバ警察区 | 337 | 28 | 309 | 184 | 8.3 | 59.5 |
| バウバル警察区 | 161 | 7 | 154 | 130 | 4.3 | 84.4 |
| バトウアカリ地区 | 1331 | 149 | 1182 | 754 | 11.2 | 63.8 |
| | | 0 | | | | |
| スワルブカティ警察区 | 129.5 | 15 | 114.5 | 95 | 11.6 | 83.0 |
| ピロズブル警察区 | 222.5 | 16 | 206.5 | 144.5 | 7.2 | 70.0 |
| ヴァンダリア警察区 | 122 | 11 | 111 | 82 | 9.0 | 73.9 |
| マタバリア警察区 | 254 | 12 | 242 | 165 | 4.7 | 68.2 |
| ピロズブル地区 | 728 | 54 | 674 | 487 | 7.4 | 72.3 |
| | | 0 | | | | |
| ヴォラ警察区 | 255 | 17 | 238 | 166 | 6.7 | 69.7 |
| バラハナッディン警察区 | 402 | 15 | 387 | 233 | 3.7 | 60.2 |
| ダクシン サハバズブル地区 | 657 | 32 | 625 | 399 | 4.9 | 63.8 |
| | | | | | | |
| バカルガンジ県合計 | 3840.5 | 352.5 | 3488 | 2427 | 9.2 | 69.6 |

(注) 『報告書』18を基礎に作成。総面積には、県境、メグナ河、入り江などの水面1051平方マイルは除かれている

植民地支配期ベンガル農業社会の地域構造 (I)

表3 バカルガンジ県耕地化率の変化 (1860-1900)

| | 地租調査時の 耕地面積 | 地籍確定事業 時の耕地面積 | 耕地増加率 |
|----------------------|----------------|------------------|-------------|
| | 平方マイル | 平方マイル | % |
| ガウルナディ警察区 | 202 | 218 | 7.9 |
| ジャラカティ警察区 | 129 | 122 | -5.4 |
| ナルッチェティ警察区 | 79 | 77 | -2.5 |
| バカルガンジ警察区 | 140 | 116 | -17.1 |
| バリサル警察区 | 149 | 135 | -9.4 |
| メヘンディガンジ警察区 | 165 | 225 | 36.4 |
| サダル地区 | 864 | 893 | 3.4 |
| | | | |
| バトウアカリ警察区 | 231 | 228 | -1.3 |
| アームタリ警察区 | 152 | 142 | -6.6 |
| ガラチパ警察区 | 232 | 270 | 16.4 |
| バウバル警察区 | 212 | 302 | 42.5 |
| バトウアカリ地区 | 827 | 942 | 13.9 |
| | | | |
| スワルブカティ警察区 | 137 | 163 | 19.0 |
| ピロズブル警察区 | 106 | 104 | -1.9 |
| ヴァンダリア警察区 | 88 | 93 | 5.7 |
| マタバリア警察区 | 92 | 205 | 122.8 |
| ピロズブル地区 | 423 | 565 | 33.6 |
| | | | |
| ヴォラ警察区 | 173 | 205 | 18.5 |
| バラハナッディン警察区 | 201 | 315 | 56.7 |
| ダクシン サハバズブル地区 | 374 | 520 | 39.0 |
| | | | |
| バカルガンジ県合計 | 2488 | 2920 | 17.4 |

(注) 『報告書』25に基づく。地租調査(1860年頃)時との比較の為に地籍確定事業時の耕地面積は、総面積から水面、大森林、居住地のみを控除した概数であり、表1のより正確な定義による数値とは一致しない

区毎に大きなばらつきがある。県北のサダル地区では僅か3.4%だが、県東のダクシン サハバズプル地区では実に39%も増加し、県南のパトゥアカリ地区では14%、県西のピロズプル地区では34%である。更に、警察区毎の増加率をみると、同一地区内でも大河沿い、海岸沿いの警察区での増加率が極めて大きいことが確認される。なお、バカルガンジ警察区の17%もの耕地損失は、河川の浸食によるものである。

4 人口動態・労働力移動

(1) 長期人口動態

永久地租査定から1822年にかけて、県西北のピロズプル、県南のパトゥアカリ、県東のバラハナッディンの諸警察区を中心に人口が急増した。だが、1822年の大高潮とそれに続く疫病により人口は後退局面に入る。海岸地帯では、高潮により河口域から何マイルにもわたって住民と家畜と農耕が根絶状態になった。流入した塩水が飲料水を毒し、土壌を耕作不能にしたからである。県東では、この被害からの回復に20年を要した。県西では、これらの被害が相対的に小さかったセリマバード郡でのみ開発と人口の発展が見られた。1845年から次ぎの大高潮が発生した1876年まで、再び人口が急成長した。だが、1876年、再度、大高潮による大災害が発生し、その破壊の爪あとから回復するのに20年の歳月を要した。1876年の大高潮は、新月又は満月時にメグナ河が逆流する潮津波(bore)現象とサイクローンの襲来が重なった為に発生したと考えられており、その被害は、バカルガンジ、ノアカリ、チッタゴンの3県3,000平方マイルに及び、20万人内外の人命を奪ったと報告されている。詳しい調査によると、バカルガンジ県で最大の被害が出ており、溺死者74,000名、その後発生したコレラによる病死者42,000名であり、罹災地域の総人口46万人の実に4分の1が失われた(『センサス報告書—ベンガル(1881)』116-118

パラ；『センサス報告書—ベンガル（1901）』153）。住民達は近隣諸地域から労働力を導入し、また、チッタゴンから連れて来られ、地方の市場で売られた女性を買って妻とし、地域の復興に努めたといわれている。

(2) 警察区毎の人口

表1 & 4 に示されている様に、1901年のバカルガンジ県の人口は2,291,752人（人口密度は657人/平方マイル）であり、1881年からの増加率は20.6%であった。サダル地区は、人口密度が939人/平方マイルと非常に高く、1881年からの増加率は16.1%である。ダクシン サハバズプル地区の人口密度は432人/平方マイルと低いが、1881年からの増加率は27.3%であり、4地区中で最も大きな人口成長を記録している。県南の未開森林地域を含むパトウアカリ地区も、人口密度は442人/平方マイルと低いが、1881年からの増加率は22.5%と高水準である。これに対してピロズプル地区は、北部の旧開発地域と南部の未開発地域の両者を含み、人口密度は821人と既に高いにも関わらず、1881年以來の人口増加率も23.7%と高水準である。この地区では、スワルプカティ警察区の極めて高い人口密度が地区全体の密度を押し上げ、又、ヴァンドリア、マタバリア⁽⁷⁾警察区の急速な開発の進行が人口を増加させた結果である。

以上から、高い人口増加率が生じたのは、(1) 広大な沼沢地のあるガウルナディ、スワルプカティ、ヴァンドリア、(2) 広大な洲があるガラチパ、ダクシン サハバズプル、(3) 大量の森林のあるアームタリ、マタバリア、ダクシン サハバズプル、の各警察区であったといえる。

これらの地域の人口の高い増加率は、通常想定される様な自然増や県外からの移民流入によって実現されたのではなく、むしろ、県内の人口増加率の低い警察区からの人口移動によるものであった。ジャックは、これを、生体統計(vital statistics)によって説明している。この統計を検討すると、出生率が死亡率を上回る出生過剰(vital excess)が起こり、人口の

表4 警察区人口の変化（1881-1931）

| 警察区 | センサス年次別・警察区別人口 | | | | | | 変化率1（センサス間） | | | | 変化率2（1881年を起点として） | | | | | |
|---------------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 1881 | 1891 | 1901 | 1911 | 1921 | 1931 | 1881 ～91 | 1891 ～01 | 1901 ～11 | 1911 ～21 | 1921 ～31 | 1881 ～91 | 1881 ～01 | 1881 ～11 | 1881 ～21 | 1881 ～31 |
| ガウルナディ警察区 | 184192 | 208148 | 238934 | 263596 | 276796 | 328749 | 13.0 | 14.8 | 10.3 | 5.0 | 18.8 | 13.0 | 29.7 | 43.1 | 50.3 | 78.5 |
| ジャラカティ警察区 | 143416 | 163585 | 174184 | 167305 | 174198 | 192991 | 14.1 | 6.5 | -3.9 | 4.1 | 10.8 | 14.1 | 21.5 | 16.7 | 21.5 | 34.6 |
| ナルチンティ警察区 | 78961 | 78406 | 80406 | 82335 | 83000 | 96626 | -0.7 | 2.6 | 2.4 | 0.8 | 16.4 | -0.7 | 1.8 | 4.3 | 5.1 | 22.4 |
| バカルガンジ警察区 | 135396 | 139661 | 142595 | 144397 | 142942 | 160126 | 3.2 | 2.1 | 1.3 | -1.0 | 12.0 | 3.2 | 5.3 | 6.6 | 5.6 | 18.3 |
| バリサル警察区 | 126919 | 133356 | 143573 | 153397 | 161543 | 189555 | 5.1 | 7.7 | 6.8 | 5.3 | 17.3 | 5.1 | 13.1 | 20.9 | 27.3 | 49.4 |
| メヘンディガンジ警察区 | 145711 | 156021 | 165675 | 174154 | 191164 | 193504 | 7.1 | 6.2 | 5.1 | 9.8 | 1.2 | 7.1 | 13.7 | 19.5 | 31.2 | 32.8 |
| サダル地区 | 814595 | 879177 | 945367 | 985184 | 1029643 | 1161551 | 7.9 | 7.5 | 4.2 | 4.5 | 12.8 | 7.9 | 16.1 | 20.9 | 26.4 | 42.6 |
| バトウアカリ警察区 | 173801 | 194465 | 197283 | 208470 | 211015 | 219531 | 11.9 | 1.4 | 5.7 | 1.2 | 4.0 | 11.9 | 13.5 | 19.9 | 21.4 | 26.3 |
| アームタリ警察区 | 98732 | 112054 | 124690 | 120255 | 173713 | 204747 | 13.5 | 11.3 | -3.6 | 44.5 | 17.9 | 13.5 | 26.3 | 21.8 | 75.9 | 107.4 |
| ガラチバ警察区 | 59037 | 79182 | 90102 | 144952 | 118922 | 124498 | 34.1 | 13.8 | 60.9 | -18.0 | 4.7 | 34.1 | 52.6 | 145.5 | 101.4 | 110.9 |
| バウバル警察区 | 95188 | 111034 | 110583 | 101295 | 125011 | 133770 | 16.6 | -0.4 | -8.4 | 23.4 | 7.0 | 16.6 | 16.2 | 6.4 | 31.3 | 40.5 |
| バトウアカリ地区 | 426758 | 496735 | 522658 | 574972 | 628661 | 682546 | 16.4 | 5.2 | 10.0 | 9.3 | 8.6 | 16.4 | 22.5 | 34.7 | 47.3 | 59.9 |
| スワルプカティ警察区 | 160284 | 181259 | 206113 | 204669 | 226033 | 240136 | 13.1 | 13.7 | -0.7 | 10.4 | 6.2 | 13.1 | 28.6 | 27.7 | 41.0 | 49.8 |
| ピロズブル警察区 | 117638 | 124217 | 130835 | 122935 | 132923 | 149147 | 5.6 | 5.3 | -6.0 | 8.1 | 12.2 | 5.6 | 11.2 | 4.5 | 13.0 | 26.8 |
| ヴェンダリア警察区 | 73352 | 94774 | 102351 | 99809 | 104923 | 120851 | 29.2 | 8.0 | -2.5 | 5.1 | 15.2 | 29.2 | 39.5 | 36.1 | 43.0 | 64.8 |
| マタバリア警察区 | 96032 | 119353 | 114195 | 123005 | 139020 | 161096 | 24.3 | -4.3 | 7.7 | 13.0 | 15.9 | 24.3 | 18.9 | 28.1 | 44.8 | 67.8 |
| ピロズブル地区 | 447306 | 519603 | 553494 | 550418 | 602899 | 671230 | 16.2 | 6.5 | -0.6 | 9.5 | 11.3 | 16.2 | 23.7 | 23.1 | 34.8 | 50.1 |
| ヴォラ警察区 | 123169 | 144359 | 150485 | 167092 | 176181 | 201600 | 17.2 | 4.2 | 11.0 | 5.4 | 14.4 | 17.2 | 22.2 | 35.7 | 43.0 | 63.7 |
| バラハナッティン警察区 | 89061 | 114091 | 119748 | 151245 | 186372 | 222123 | 28.1 | 5.0 | 26.3 | 23.2 | 19.2 | 28.1 | 34.5 | 69.8 | 109.3 | 149.4 |
| ダクシン サハバズブル地区 | 212230 | 258450 | 270233 | 318337 | 362553 | 423723 | 21.8 | 4.6 | 17.8 | 13.9 | 16.9 | 21.8 | 27.3 | 50.0 | 70.8 | 99.7 |
| バカルガンジ県合計 | 1900889 | 2153965 | 2291752 | 2428911 | 2623756 | 2939050 | 13.3 | 6.4 | 6.0 | 8.0 | 12.0 | 13.3 | 20.6 | 27.8 | 38.0 | 54.6 |

(注) 各年版『センサス報告』より作成。

自然増が生じる筈のナルチッティ、パトウアカリ、バウパル、バカルガンジ警察区において、相応の人口増が生じていないのに対して、センサス統計により顕著な人口増加が確認されたアームタリ、ガラチパ、バラハナッディン警察区では出生過剰は見出せないのである。出生過剰が生じているにも拘らずそれに対応した人口増加が生じていない警察区の人口動態は、県内他地域への人口移動で説明される。具体的には、ジャラカティ、ピロズプルからマタバリアへ、パトウアカリ、バウパルからガラチパへ、そしてヴォラからバラハナッディンへという移動パターンが検出される。他方で、県外からの人口流入や県外への人口流出は他県と比べるとむしろ小さい。こうして、県内最大の開発フロンティアを持つ県南の多くの警察区は、主に県西北や県中央から労働者を受け取っていたのである。出生過剰と人口増加とがほぼ対応している県北のガウルナディ、県西のスワルプカティ、ヴァンダリア警察区の人口動態は、自然増と警察区内での人口移動でほぼ説明される。これらの警察区への県外からの移民流入は殆ど確認されていないし、これらの警察区の広大な沼沢地の急速な開発が、区内の人口増を吸収し、沼沢地周辺の住民の増加をもたらしたからである。〔『報告書』30〕

人口密度は県内 16 警察区の半数（県北、県西）で過大、4 警察区で中位、海岸沿いの 4 警察区で過小である。スワルプカティの 1,800 人、ジャラカティの 1,253 人という密度は農村地帯としては極めて高水準であり、ピロズプルもこれに近い。メヘンディガンジは県北の肥沃な地域に位置するにも拘らず人口密度が低いが、これは河川の浸食作用がここで大規模に生じた為である。〔『報告書』35〕

都市人口は極めて希薄であり、県内 5 都市を合わせた都市総人口は 45,574 人に過ぎない。そのヒンドゥー-ムスリム比は 60 対 40 であり、男女比は 68 対 32 である。ジャラカティは商業センターであり、その住民の 9

割は男である。県庁所在地バリサルの人口は 18,978 名である。ここは、蒸気船航路の拠点としても重要である。ムスリムが人口の過半数を占めるのはパトゥアカリ市のみであり、他の 4 市ではヒンドゥーが優越している。〔報告書〕36)

最後に、本稿の対象時期を多少超えるが、表 4 によって 1881 年から 1931 年の人口の推移を検討しておこう。県全体としてはこの 50 年間に人口は 54.6% 増加（年平均成長率 0.88%）したが、センサス間変化が 12~13% という早い成長の時期（1881~1891 年と 1921~1931 年）と 6~8% の遅い成長の時期（1891~1921 年）に分かれる。1876 年の高潮による住民の損傷の時間差を伴った影響、1890 年代に連続して発生した小型の高潮の被害などがその原因であることは明らかである。又、表 4 から、顕著な人口増加を示した警察区（50 年間で 60% 以上、年成長率に直せば、0.95% 以上）と人口が停滞的であった警察区（50 年間で 35% 以下、年成長率では 0.53% 以下）も明らかに検出される。これは、何よりもまず、それぞれの警察区内の可耕荒蕪地（沼沢地、新形成の洲、森林）の大きさ、即ち、開発の潜在力の大小によって説明されるが、同時に、いかなる作物の耕作の拡大が生じたのかも警察区毎に検討されなくてはならない。更に、この間の米価動向・作付け構成変化（米とジュート）などの経済的な要因も説明変数として導入しなくてはならないだろう。これらの課題は別稿において扱いたい。

(3) 県外からの人口流入

既に指摘した様に、バカルガンジ県から他県への人口流出も、逆に他県からの人口流入も、県南の大規模な開発の進行にも関わらず、決して大きくない。1901 年センサスは男性について、6 万人の入県、4 万人の出県を記録しているが、それらは農業労働者としての季節的、一時的な移動であり、定住の為の長期的移動ではない。女性の移動は、移入 9,000 人、移出

14,000 人だが、移出先の約 4 分の 3 は、クルナ、ファリドプル両県の、かつてバカルガンジ県の一部をなした地域である。上記以外の一時的な移入者は 6,000 人程度であり、彼等は船頭、商人などで、隣接するダッカ県、ファリドプル県、ノアカリ県から来ている。

(4) 宗教別人口分布

1901 年センサスに拠れば、県人口の 68% がムスリム、31% がヒンドゥウであり、表 5 にみられる様に、ヒンドゥウは県北と県西北に、ムスリムは県南と県東に厚く分布する。県南の海岸地帯や県東のサハバズプル島ではムスリムが圧倒的に多く、人口の 80% 以上を占めている。他方、県北のガウルノディと県西北のスワルプカティ両警察区では、明白にヒンドゥウが多い。これらの両警察区は、古くから開けた地域であり、早い時期から上位カースト・ヒンドゥウの住民が定住してきた。

県北ではメヘンディガンジ警察区で、例外的にムスリムがヒンドゥウを数的に圧倒している。ここは上位カーストのカーヤスタの拠点であったが、土地が洪水で洗い流されると、⁽⁸⁾ マグの恐怖も手伝い、この地を放棄して北に移ったとされている。過去 100 年ほどの間に、沈泥が堆積し洲が形成され再び耕作可能になると、ムスリムがこの地に入植した。大河の洲への定住者はあらゆる県でムスリムが主であるが、メヘンディガンジに定住したムスリムは独特の不屈かつ頑健な人々であり、ヒンドゥウ住民にはとても対抗できないと言われている。(『報告書』38)

人口増加率をみると、ムスリムは 1891 年～1901 年で 7%、ヒンドゥウは 5% 増加している。県内でヒンドゥウの方が人口増加率が大きかった警察区は 2 つある。そのうちバリサルは、バリサル市においてヒンドゥウ住民が急速に増加したからであり、バラハナッディンでは、その地のヒンドゥウ地主が故郷のファリドプル県から大量のヒンドゥウ小作人を呼び寄せた為であると考えられる。小地域の宗教別人口動態が、都市の存在や地主の入植者選

表5 バカルガンジ県上位3カースト・ナマスードラ・宗教別人口比(1901)

| | Hindus | | | | | | Total Muslims | Total of Others (minor castes, &c) | Total population (原表) | Per centages of | | | | | | |
|--------------|--------|--------------|---------------|-----------------------------|----------------------------------|---|------------------|--|-----------------------------|-------------------------------------|--------------------------|--|----------------------------------|--------------------|--------------------------|--------------------|
| | Baidya | Bra- hman | Kaya- stha | Nama- sudra (Chandal) | Total of 3 upper castes | Total of Hindu castes with more than 1000 | | | | Nama- sudras to all Hindus | Nama- sudras total | 3 upper castes to all Hindus | 3 upper castes to total | Hindus to total | Musli- ms to total | Others to total |
| ガウルナディ警察区 | 4824 | 12347 | 11120 | 59480 | 28291 | 119646 | 114498 | 4790 | 238934 | 497 | 24.9 | 23.6 | 11.8 | 50.1 | 47.9 | 2.0 |
| ジャラカティ警察区 | 3527 | 7615 | 11497 | 31044 | 22639 | 78512 | 94401 | 1271 | 174184 | 39.5 | 17.8 | 28.8 | 13.0 | 45.1 | 54.2 | 0.7 |
| ナルチャティ警察区 | 1348 | 3821 | 6084 | 3676 | 11253 | 25852 | 53867 | 687 | 80406 | 14.2 | 4.6 | 43.5 | 14.0 | 32.2 | 67.0 | 0.9 |
| バカルガンジ警察区 | 111 | 4708 | 3150 | 11340 | 7969 | 43290 | 97267 | 2038 | 142595 | 26.2 | 8.0 | 18.4 | 5.6 | 30.4 | 68.2 | 1.4 |
| バリサル警察区 | 1770 | 7029 | 6262 | 9844 | 15061 | 44683 | 96631 | 2259 | 143573 | 22.0 | 6.9 | 33.7 | 10.5 | 31.1 | 67.3 | 1.6 |
| メヘンディガンジ警察区 | 268 | 2049 | 2858 | 12471 | 5175 | 33079 | 131765 | 831 | 165675 | 37.7 | 7.5 | 15.6 | 3.1 | 20.0 | 79.5 | 0.5 |
| サダル地区 | 11848 | 37569 | 40971 | 127855 | 90388 | 345062 | 588429 | 11876 | 945367 | 37.1 | 13.5 | 26.2 | 9.6 | 36.5 | 62.2 | 1.3 |
| バトウアカリ警察区 | 346 | 1300 | 2584 | 15007 | 4230 | 36734 | 160051 | 498 | 197283 | 40.9 | 7.6 | 11.5 | 2.1 | 18.6 | 81.1 | 0.3 |
| アムタリ警察区 | 102 | 417 | 845 | 6644 | 1364 | 20358 | 104234 | 98 | 124690 | 32.6 | 5.3 | 6.7 | 1.1 | 16.3 | 83.6 | 0.1 |
| ガラチヤ警察区 | 144 | 350 | 902 | 5069 | 1396 | 14136 | 75891 | 75 | 90102 | 35.9 | 5.6 | 9.9 | 1.5 | 15.7 | 84.2 | 0.1 |
| バウバル警察区 | 135 | 569 | 2416 | 8211 | 3120 | 21080 | 89214 | 289 | 110583 | 39.0 | 7.4 | 14.8 | 2.8 | 19.1 | 80.7 | 0.3 |
| バトウアカリ地区 | 727 | 2636 | 6747 | 34931 | 10110 | 92308 | 429390 | 960 | 522658 | 37.8 | 6.7 | 11.0 | 1.9 | 17.7 | 82.2 | 0.2 |
| スワルプカティ警察区 | 748 | 6532 | 14901 | 80555 | 22181 | 117919 | 85490 | 2704 | 206113 | 68.3 | 39.1 | 18.8 | 10.8 | 57.2 | 41.5 | 1.3 |
| ピロズプル警察区 | 273 | 2684 | 7195 | 26269 | 10152 | 56996 | 73423 | 416 | 130835 | 46.1 | 20.1 | 17.8 | 7.8 | 43.6 | 56.1 | 0.3 |
| ヴェンダリア警察区 | 55 | 744 | 2749 | 18349 | 3548 | 30723 | 71345 | 283 | 102351 | 59.7 | 17.9 | 11.5 | 3.5 | 30.0 | 69.7 | 0.3 |
| マタバリア警察区 | 81 | 368 | 1119 | 22136 | 1568 | 27624 | 86377 | 194 | 114195 | 80.1 | 19.4 | 5.7 | 1.4 | 24.2 | 75.6 | 0.2 |
| ピロズプル地区 | 1157 | 10328 | 25964 | 147309 | 37449 | 233262 | 316635 | 3597 | 553494 | 63.2 | 26.6 | 16.1 | 6.8 | 42.1 | 57.2 | 0.6 |
| グォラ警察区 | 186 | 722 | 2431 | 5683 | 3339 | 17871 | 132188 | 426 | 150485 | 31.8 | 3.8 | 18.7 | 2.2 | 11.9 | 87.8 | 0.3 |
| バラハナッディン警察区 | 46 | 480 | 2154 | 2387 | 2680 | 21380 | 97947 | 421 | 119748 | 11.2 | 2.0 | 12.5 | 2.2 | 17.9 | 81.8 | 0.4 |
| ダクシン サハバズル地区 | 232 | 1202 | 4585 | 8070 | 6019 | 39251 | 230135 | 847 | 270233 | 20.6 | 3.0 | 15.3 | 2.2 | 14.5 | 85.2 | 0.3 |
| バカルガンジ県合計 | 13966 | 51755 | 78168 | 318188 | 143889 | 712029 | 1564408 | 15315 | 2291752 | 44.7 | 13.9 | 20.2 | 6.3 | 31.1 | 68.3 | 0.7 |

(注) 『センサス報告(1901)』Provincial Table III-Casteより作成。

別などによって異なった趨勢をとることを示す興味深い事例である。

(5) ムスリム人口

この県のムスリムの97%はシェイクを名乗り、サイイドやパタンを名乗るのは1%のみである。ムスリムに外国出自の者が多いのが事実としても、同時に、ヒンドウの低位カーストであるナマスードラとの混血も古くから進んだと言われている。アフガン系王朝によるベンガル統治期に、チッタゴンから多くのアラブ商人がバカルガンジ県海岸に到来し、彼等との接触を通して多くのヒンドウ住民が改宗し、更に、多数のムガル兵士が河岸堆積地に定住してムスリム入植地を形成した。ムスリムの圧倒的部分は農民だが、織工、漁師、商人、船頭などもある。19世紀中頃の住居調査によれば、県住民全体の中で非農業者人口は6分の1ほどだが、ムスリムだけに限ってみるとこの比率は更に低く9分の1である。ムスリムの方が農民の割合が高いのである。(『報告書』37-40)

(6) ヒンドウ人口

1901年センサス (Vol. VIB, Part III, Provincial Table III) は、ベンガル州各県の人口1,000人以上を持つ28カーストの警察区別分布を与えている。それによると、この県では、ヒンドウ人口の約45%がナマスードラであり、次いで、約20%を上位3カースト (brahman, kayastha, baidya) が占める。その他には、農業カーストのカイバルタ (kai-bartta)、カパリ (kapali: 農耕とジュート帆布生産)、バルア (barua: キンマの葉の栽培者)、スードラ (sudra: 農耕と漁業) などが人数も多く重要である。職業カーストとしては、洗濯人 (dhoba)、織布工 (jogi)、鍛冶屋 (kamar/lohar)、散髪人 (napit)、酒造り (sunri/shaha)、油搾り (teli)、土器造り (kumhar) などが5000人以上の人口を擁する (表6を参照) が、彼等の多くは農業に転じたり、副業として農業を行う。上位カースト中で、農業を行うのはカーヤスタのごく一部だけである。

表6 バカルガンジ県警察区別カースト分布 (5000人以上のカースト)

| | Baidya | Barui | Brahman | Dhoba | Jogi and Jugt | Kai-bartta | Kamar and Lohar | Kapali | Kaya-stha | Kum-har | Magh | Nama-sudra (Chandal) | Napit | Sudra | Sunri or Shaha | Teli and Tili |
|----------------|--------|-------|---------|-------|---------------|------------|-----------------|--------|-----------|---------|-------|----------------------|-------|-------|----------------|---------------|
| ガウルナディ警察区 | 34.5 | 22.4 | 23.9 | 12.1 | 7.3 | 7.0 | 21.7 | 39.8 | 14.2 | 12.6 | 0.0 | 18.7 | 10.5 | 12.9 | 12.8 | 11.5 |
| ジャラカティ警察区 | 25.3 | 3.8 | 14.7 | 8.9 | 13.2 | 1.8 | 13.8 | 1.4 | 14.7 | 14.6 | 0.0 | 9.8 | 10.2 | 16.7 | 10.4 | 11.2 |
| ナルチノティ警察区 | 9.7 | 9.7 | 7.4 | 4.2 | 4.5 | 1.1 | 2.3 | 0.5 | 7.8 | 2.6 | 0.3 | 1.2 | 4.9 | 4.9 | 4.3 | 4.4 |
| バカルガンジ警察区 | 0.8 | 9.6 | 9.1 | 7.3 | 7.7 | 10.9 | 7.1 | 0.5 | 4.0 | 14.4 | 0.0 | 3.6 | 7.7 | 18.6 | 10.7 | 9.9 |
| バリサル警察区 | 12.7 | 9.0 | 13.6 | 7.2 | 3.9 | 4.1 | 5.4 | 0.3 | 8.0 | 4.7 | 0.0 | 3.1 | 5.5 | 17.1 | 7.6 | 8.4 |
| メヘンディガンジ警察区 | 1.9 | 2.7 | 4.0 | 9.4 | 9.6 | 9.3 | 1.7 | 2.2 | 3.7 | 3.5 | 0.1 | 3.9 | 4.4 | 8.0 | 1.6 | 7.1 |
| サダル地区 | 84.8 | 57.2 | 72.6 | 49.0 | 46.1 | 34.1 | 52.1 | 44.6 | 52.3 | 52.4 | 0.4 | 40.2 | 43.2 | 78.1 | 47.4 | 52.6 |
| バトウアカリ警察区 | 2.5 | 2.1 | 2.5 | 10.7 | 9.9 | 2.8 | 3.6 | 9.9 | 3.3 | 4.1 | 0.0 | 4.7 | 11.8 | 7.4 | 5.4 | 5.0 |
| アムタリ警察区 | 0.7 | 0.2 | 0.8 | 3.5 | 0.9 | 0.2 | 3.7 | 24.5 | 1.1 | 1.5 | 7.7 | 2.1 | 3.7 | 1.4 | 3.4 | 0.8 |
| ガラチバ警察区 | 1.0 | 0.5 | 0.7 | 2.3 | 2.5 | 1.4 | 2.1 | 8.6 | 1.2 | 0.4 | 21.7 | 1.6 | 3.6 | 1.0 | 3.7 | 4.5 |
| バウバル警察区 | 1.0 | 3.1 | 1.1 | 4.6 | 3.2 | 6.6 | 2.2 | 0.1 | 3.1 | 15.0 | 0.0 | 2.6 | 5.4 | 0.6 | 4.9 | 1.8 |
| バトウアカリ地区 | 5.2 | 6.0 | 5.1 | 21.1 | 16.5 | 10.9 | 11.6 | 43.1 | 8.6 | 21.0 | 99.5 | 11.0 | 24.6 | 10.4 | 17.4 | 12.1 |
| スワルプカティ警察区 | 5.4 | 0.1 | 12.6 | 5.4 | 10.5 | 3.0 | 17.3 | 0.6 | 19.0 | 4.4 | 0.0 | 25.3 | 8.3 | 3.5 | 12.2 | 5.0 |
| ピロズプル警察区 | 2.0 | 24.9 | 5.2 | 6.4 | 4.5 | 6.6 | 12.4 | 3.0 | 9.2 | 14.9 | 0.0 | 8.3 | 8.3 | 2.6 | 15.2 | 20.5 |
| ヴェンダリア警察区 | 0.4 | 7.3 | 1.4 | 3.8 | 8.4 | 3.4 | 1.1 | 8.3 | 3.5 | 0.2 | 0.1 | 5.8 | 5.6 | 0.0 | 1.0 | 1.5 |
| マタバリア警察区 | 0.6 | 0.4 | 0.7 | 3.0 | 1.3 | 0.6 | 3.1 | 0.1 | 1.4 | 0.6 | 0.0 | 7.0 | 3.0 | 0.5 | 2.0 | 1.7 |
| ピロズプル地区 | 8.3 | 32.6 | 20.0 | 18.6 | 24.6 | 13.7 | 33.9 | 11.9 | 33.2 | 20.1 | 0.1 | 46.3 | 25.2 | 6.6 | 30.5 | 28.8 |
| ヴェラ警察区 | 1.3 | 3.7 | 1.4 | 5.5 | 7.8 | 6.1 | 1.6 | 0.1 | 3.1 | 0.7 | 0.0 | 1.8 | 3.8 | 1.5 | 2.3 | 5.1 |
| バラハナッティン警察区 | 0.3 | 0.5 | 0.9 | 5.8 | 4.9 | 35.2 | 0.8 | 0.3 | 2.8 | 5.8 | 0.0 | 0.8 | 3.2 | 3.3 | 2.3 | 1.4 |
| ダクシン サハバズプル地区 | 1.7 | 4.2 | 2.3 | 11.3 | 12.7 | 41.3 | 2.4 | 0.4 | 5.9 | 6.5 | 0.0 | 2.5 | 7.0 | 4.8 | 4.6 | 6.5 |
| バカルガンジ県合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| バカルガンジ県合計 (実数) | 13964 | 13764 | 51735 | 22948 | 21990 | 25826 | 11922 | 8231 | 78264 | 8980 | 7218 | 318154 | 35521 | 35831 | 19230 | 6646 |

(注) データは、表5と同じ。

サダル地区では、上位三カーストがヒンドゥ人口の 26% を占めている。県北と県西北に、この県のバイディヤ、ブラフマンの実に 9 割が集中しており、カーヤスタの 8 割もこの地域に住む。彼等は 20 世紀初頭にあっても、故地であるダッカ県ビ克蘭プル地区と密接な社会的関係を保ち、又、この県の地主、借地権者、役人、法曹、事務官などをほぼ独占していたと言われる。この様に多数の寄生生活者をいかに農村社会が維持し得たのか興味深い。これらの上位カーストについては、本章第 VII 節第 3 項で若干の考察を行う。

県北、県西北には多数の低位カースト・ヒンドウ（チャンダーラ、又は、ナマスードラを含めて）が定住している。中でも、ピロズブル地区ではナマスードラがヒンドゥ人口の実に 63% を占めている。その他の職業カーストも、上位ヒンドゥの多い県北、県西北に多数が住んでいる。例えば、県人口の 55% が住む県北、県西北に油搾り、鍛冶屋、土器造り、酒造り、キンマ栽培者などの 7 割以上が集中している。ヒンドゥ的な伝統的分業体制がこの地域には強く残ると言えよう。

この県のヒンドゥの中でも特に特徴的なのは、ヒンドゥ人口の半数弱を占めるナマスードラである。彼等は、古くはチャンダーラと呼ばれ、ダッカ地方に古来から定住するヒンドウ化した原住民である。かつて、肥沃な県中央、県南に集住し、彼等の王がこの地方を支配した可能性もある。その後、ヒンドウの王朝や度重なるマグの侵入によって県北の沼沢地帯へ追いやられたと考えられる。彼等の去った空白は、ムスリム入植者が埋めた。ナマスードラが土地を求めて小植民者集団に分かれて再び南下したのは 19 世紀後半のことである。地籍確定事業の時点でも、彼等の半数は県北のガウルナディ、スワルプカティ両警察区の沼沢地帯に居住した。ナマスードラは内部が 8 つの集団、即ち、農民 (halwah: 最上位とされる。部族的な伝統を保持)、草刈人 (ghasi)、駕籠かき (kandho)、魚売り (kar-

ral), 大工 (bari), 漁師 (berua), ポッド (pod: 農民, 土器造り, 棒術使い), 行商人 (baqqal) に分かれ, 相互の通婚や社会的な交際は殆どしない。自分達のバラモン司祭を持ち, 多くは農業を行い, 漁師, 船頭としても活躍している。ナマスードラの4分の1ほどは農業労働者や農場奉公人である。カースト・ヒンドウの職人達は彼等へのサービスを拒むが, 彼等の内部に, 店主, 大工, 金細工師, 鍛冶屋, 油搾り, 土器造りなどがあるので困ることはない。ピロズブル警察区では, ナマスードラがヒンドウ人口の実に64%を占め, この警察区で彼等は, 19世紀後半に, チャンダーラの呼び名を捨てナマスードラを名乗り始め, 土地の地主と一触即発の緊張が高まった。ジャラカティ警察区の住民の中でも, 彼等の比重が高い。ナマスードラの大部分はヴァイシュナヴァ派の儀礼を取り入れており, 一部にはシャクタ派もいる。蛇の女神マナシャは彼等の特別な神であり, 漁業をする者達は, 河の女神ガンガを祭っている。なお, ジャックは, 温和なナマスードラと反抗的なムスリム農民という対比を行っていることを指摘しておこう。(『報告書』41-42, 333)

(7) 職業

1901年センサス (Vol. VIA, Part II, The Imperial Table XV) に拠れば, この県の人口の81.9%は, 専業・兼業を含めて, 地主, 借地人 (借地権者と農民), そして, 農業労働者の農業関連人口である。地主 (地代取得者) が, 20,309名 (家族を含めると81,235名) と非常に多いが, 地主兼小作人がセンサス調査に対して地主と申告したであろうから, これにより人数が膨張していると思われる。この県独特の土地制度については後述する。地主の中には副業を持つ者も多く, 約4,000人が商業と金貸し業などの副業を持つ。金貸しは卑しい職業とされているので, 大幅な過小申告になっていると思われる。更に, 地所管理業務に携わる代理人や奉公人が5,693名 (19,683名) おり, 村役人と村番人3,100人 (8,815人) がいる。

地主や富農の下で長期契約に基づいて農作業を行う農場奉公人と、より短期的な雇用関係を結ぶ農業労働者は 13,183 名 (37,121 名) と予想外に少数である。これに対して農業関連職業従事者の圧倒的な部分は、専業農民であり、497,468 名 (1,708,490 名) に達する。更に、脱穀・精米従事者も 8,143 名 (15,547 名) いる。この作業には女性も多く、5,794 名の女性従事者がいる。キンマの葉の栽培者・販売者が多いこともこの県の特徴である。副業として農業を行う人々は約 30,000 人 (内、生業が労働者である者は 9,000 人) いる。彼等の生業の中で重要な職種は、散髪職人、船頭、織工などである。他方、農業を主としながら、副業を持つ者は 36,833 人 (地代支払い者の 8%) いる。主な職種は、一般労働者、漁業、零細商業である。

人口の約 20% が非農業の専業者だが、その主な業種は、散髪職人 6,651 人 (18,898 人)；洗濯人 4,904 人 (11,229 人)；穀物商人 9,818 人 (23,475 人)；香辛料・食糧雑貨商人 19,223 人 (42,454 人)；布地商人 2,207 人 (4,594 人)；貴金属加工業者 3,942 人 (9,794 人)；鍛冶屋 946 人 (2,536 人)；竹細工・籐細工・バスケット・マット職人 2,682 人 (6,477 人)；皮革職人 2,386 人 (4,131 人)；綿織物織工 10,049 人 (26,314 人)；漁師・魚売り 11,872 人 (32,220 人)；大工 5,221 人 (13,532 人)；船頭・水運業者 9,496 人 (13,567 人)；一般労働者 17,404 人 (55,432 人) である。造船業者 1,666 人 (4,658 人) はダッカ県に次いで多く、スワルプカティ警察区のソハグダル (Sohagdal) を中心に居住し、パンシ (panshi) と呼ばれる居住用小型船を造る零細製造業者である。専業金貸しと申告したのは 882 人 (2,717 人) であった。上位カーストが就いたであろう職種としては、先述の地所管理の他に、司祭、僧侶 8,811 人 (24,512 人)、医者 3,802 人 (13,780 人)、校長・教師・教授 2,559 人 (5,622 人)、法曹 158 人 (863 人) などがあつた。ここで、非常に注目されるのは、司祭数はベンガル州

他県と比較すると平均的水準であるが、教師の数においてはミドナブル県に僅かに劣る第2位、医者数では突出した第1位であることである。これらにおいては、カルカッタ、ダッカ或いはムルシダバードなどの先進県をも上回っているのである。印刷所労働者の数（40人）も辺境の県としては最上位にある。

5 農業・農作物輸出

農業生産・作物構成に関する立ち入った検討は別稿において行う予定であるので、ここでは若干の興味ある事実だけを指摘する。農業経営、農業労働編成に関しては本稿第VII節第1項を見られたい。

県の農産物中では、稲と果樹が重要である。前出表1より、県の純作付面積は1,553,375 エーカーであるが、そこから果樹地172,751 エーカーを差し引き、2毛作以上の作付面積228,571 エーカーを加えて、穀物等の粗作付面積は1,609,196 エーカーとなる。その内90%が米作地である。

各種作物は県全域に均等に分布しているわけではなく、かなり大きなばらつきがある。例えば、ボロ米は主にスワルプカティ、メヘンディガンジ両警察区で作られており、ポテトはガウルナディ警察区に集中している。西洋カラシナ（mustard）は広く各地で作られているが、亜麻仁（linseed）はサハバズブル島に集中している。在来種ジュート（mestha jute）とタバコ生産は、ガウルナディ、メヘンディガンジ両警察区に限られ、キンマの葉栽培もガウルナディ、ピロズブル、ヴァンダリア各警察区に限られている。従って、こうした作物を分析する時には、県単位で括った数値のみでは明らかに不十分である。次の表は、各地区ごとの作物作付面積の構成比を示している。

県北からは殆ど米は輸出されないが、県中央部からは相当量、県南とサハバズブル島からは膨大な量が輸出される。1901年の県農業人口を180

植民地支配期ベンガル農業社会の地域構造 (1)

| | 冬 米 % | 夏 米 % | ケ サ リ % | モ ス リ % | ム ン グ % | 香 辛 料 % | 砂 糖 き び % | 胡 麻 油 % | ジ ュ ー ト % | 果 樹 園、 菜 園 作 物 % | 作 付 け 率 % |
|--|-------------|-------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------|------------------|-----------------------|---------------------------------------|-----------------------|
| サ ダ ル | 78 | 13 | 4 | 1 | 0 | 1.5 | 2 | 3 | 5 | 15 | 124 |
| ピ ロ ズ ブ ル | 82 | 6 | 0.3 | 0 | 0 | 0.3 | 0.3 | 0.7 | 0 | 15 | 107 |
| パ ト ウ ア カ リ | 92 | 7 | 0.7 | 0.3 | 1.2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 5 | 108 |
| ダ ク シ ン サ ハ バ ズ ブ ル | 86 | 6.5 | 4 | 0.4 | 5 | 3 | 0.4 | 0.7 | 0.3 | 10.5 | 119 |

(注 表内の誤差は、「その他」が省かれているためである。)

万人とし、エーカー当たりアマン米収量を16マン、アウス米収量を10マン、必要種子を20シェール、消費量を1日1人当たり0.75シェールとすると、県の余剰米は1,000万マン(総生産の44%)となる。生活の為のその他の必要量を確保しても、700万マン(精米価格を3ルピー/マンとすると、2,100万ルピーに相当)が輸出可能と推定されている。(『報告書』184) カルカタ向け穀物貿易の中心市場はバウバル警察区のバガである。サハバズブル島や県南の粒の粗い米は主にダッカや北部諸県に輸出される。地方市場から穀物輸出中心地に米を運ぶ在地の小穀物商人(beparis)は沢山いるが、県外への穀物輸出にはバカルガンジ県の住民は全く関わっていない。1~2月のバカルガンジ県の河川は雑多な地方船で混雑する。行く先に応じて異なる船種が用いられているのは、航路の深淺・航行距離などの技術的な問題と各輸出業者の商圏の両方に関わると思われる。

米に次いで重要な作物は果実であり、バカルガンジ県ほど豊かに果実が生育する県はない。中でもサハバズブル島は、檳榔子の実(supari:ベテルナツ)が豊富に取れる。この県の果樹栽培者は、果実の販売から年間1,000万ルピー弱の粗収入を得ている。檳榔子の実の輸出だけでも700万ルピーに上り、年々の生産変動が少ない安定した収入源であった。

6 土地制度

ジャックは、土地制度を2つのレベルに分ける。第一レベルは、永久地租査定において地所の所有者として認定された地主（ザミンダール、独立タルクダールなど）と政府との関係（即ち、地租制度）であり、第二レベルは、地主とその下の広義の借地人（tenant）との関係（借地権制度）である。広義の借地人には、耕作をする小作人（raiyat）と、中間地代を得る借地権者（tenure-holder）とが入る。上位と下位の借地権保有者間の関係もここに位置付けられる。本来ならば、第三レベル、即ち、農民（raiyat）と従属農民（under-raiyat）との関係も考察されねばならないが、本報告書にはこれに関する記述は殆どなく、20世紀初頭の英植民地行政官の意識は、まだこの問題に十分には到達していなかったことが窺える。紙幅の関係から、以下では、当県の土地制度のごく概略を示すに止めざるをえない。

(1) 地租制度

(i) 永久地租査定地域

バカルガンジ県の永久地租査定（1793年）⁽¹⁰⁾は、ダッカ県の収税官事務所においてなされた形式的で不徹底なものであった。彼等が詳細を把握できたのは大規模所領（ザミンダリーと呼ばれた）の資産だけであり、その他の数千に及ぶ中小所領（しばしばタルクと呼ばれた）の資産は殆ど確認されておらず、更に、郡の境界の混乱等も正されなかった。この結果、ムガルから東インド会社への権力移行期に行われた様々なレベルの土地篡奪や混乱が追認され、同一村に多数の地所が混在し、各地所・郡が一円性を欠くという状況が温存されてしまった。だが、現地の実情を把握できなかった当時の植民地政府には、過去12年間の各地所の地租を基準にして、機械的に永久査定を行う他に道はなかった。距離的にダッカに近く、会社政府が詳細な調査を行うことのできた地所の地租査定額は高く、遠隔地の

地所の地租査定額は低くなった。未開発の巨大沼沢地のある県北・県東の幾つかの地所の地租は極端に低く、又、海岸線の新堆積地は地租を免除された。概して、中小地所の地租は低く、大型地所の地租は高く査定されたとと言われる。

だが、1819年にバカルガンジが独立した県になると、県土地台帳の整備が始められ、特に、1858～60年に実施された地所境界調査(Thak Survey)により初めて依拠するに足る測量が行われ、各地所の境界が公的に確定した。村の地所境界地図には関連する地主全員が署名しているから、これが作成された後は地所の境界を巡る不正は困難になり、土地争いを法廷で裁く基礎ができた。更に、この県では、地所境界調査による村別・地所別の土地台帳(thak mauzawar and mahalwar registers)は1869年に完成し、政府や地主による合理的な地方行政や地所経営の基礎ができたといえる。これらにより地主も河川による陸地の増減を的確に知ることができる様になり、洲、沼沢地の多い地域でも、自分の地所の財源変化を容易に把握できる様になった。(『報告書』224-25)

永久査定時に県面積の20%ほどを占めた県南のスンドルバンの森林は、永久地租査定の対象から除かれ、国有地となった。その当時の状況を再現すると、県面積はおよそ1,550,000エーカー、地租は823,665ルピーと推計される。地租は地代総額の25%、粗生産の12%ほどの低水準であったと思われる。(『報告書』212)

永久地租査定時に2659タルクが独立した地所になったが、その内、河川活動により500余りが消滅し、地籍確定事業時には2,121タルクが残っていた。その大半は県北、県西北に位置し、特に、スワルプカティ警察区のバングロラ(Bangrora)郡に半分近くが集中した。これらの地所の規模は小さく、平均地租は22ルピーに過ぎない。タルク所有者が旧所領の奉公人であった場合、その地租はしばしば極めて低く、奉公人が主人から

詐取したことを物語る。この様な低い地租のタルクは県北の古い定住地域に集中し、県南や低開発地域には少ない。タルク所有者は土地施与を殆ど行わず、又、地所の半分近くを直接に耕作農民に小作させているので、所得の漏出が余り生じず、地所の収益性は高い。（『報告書』217）

県内の永久地租査定地域には、55 地租免除地所、3,418 地租賦課地所、42 無地租地所（荒蕪地）がある。地所には、民間地所と政府地所とがある。後者には、公競売で買い手がつかなかった地所と、スンドルバン国有森林地帯（Sundarbans mahals）とがある。地所の規模別分布をみると、10 エーカー未満 1,050 地所、10-100 エーカー 1,260 地所、100-1,000 エーカー 616 地所、1,000-10,000 エーカー 225 地所、10,000 エーカー以上 30 地所となっており、小地所が多いことは一目瞭然である。（『報告書』159）

地所の大半は個別単独（severalty）所有ではなく共同未分割（joint and undivided）所有である。即ち、1 地所を1 個人で所有するのではなく、複数の持分権者が共同で所有し、共同で経営する。大地所や、高収益の地所の地主は殆ど県外に住み、小地所においても、在村地主は少数である。（『報告書』160）

民間地所の運用形態は下表の如くである。民間地所の面積の76%が下位借地権者に借地に出され、地主が農民に直接に貸し出しているのは14%のみである。地主自留地で、耕作下にあるのは5,000 エーカーのみで、それらはガウルナディ、バリサル、バラハナッディン警察区に集中している。他は、主に、非可耕荒蕪地、沼沢地、砂地、洲、居館、菜園などである。（『報告書』163）

地代免除地は5.5%を占め、下表に見られる如く件数は多いが、他県と比較すると総面積は少ない。平均規模は4 エーカーと零細であり、50 エーカーを超えるのは僅か50 件のみである。施与地は古い地所では多いが、新開発地、特にサハバズプル島では、非常に少ない。大半はバラモンへの

植民地支配期ベンガル農業社会の地域構造 (I)

| | | |
|---------|-------------|-------|
| 地主自留地 | 28255 acres | 1.5 % |
| 借地権設定地 | 1447038 | 76 |
| 農民保有地 | 258414 | 14 |
| 地代免除地 | 103810 | 5.5 |
| 水面、道路など | 62246 | 3 |

施与地（75.0％）であり、次いで、宗教的な施与地であるアイマ（6.3％）、様々な目的で創出された免地代地であるニシュカル（5.3％）、ヒンドゥの寺などの神事費用を賄う施与地であるデボットル（4.1％）と続く。（『報告書』付表5）

| ブラフマン | アイマ | ニシュカル | デボットル | その他 | 合計 |
|-------|------|-------|-------|------|-------|
| 19269 | 1619 | 1371 | 1055 | 2365 | 25679 |

(ii) 一時査定地域/スンドルバン査定

県南には所有権の定かでない広大な未開森林地帯（スンドルバン）があり、永久地租査定時にそれらは国有地と宣言され、逐次、開発請負人に借地に出された。これらの土地は、永久地租査定ではなく一時地租査定が行われた。その他にも、下表にある様に、永久査定された後に滞納の為に競売に付したが買い手が現れず、政府が買い上げて政府地所とした土地、永久地租査定後に河川の造陸作用によって形成された洲や島なども、一時査定地とされた。この内、542平方マイルは、新たな希望者との間で403,829ルピーの地租で永久査定されたが、残る1,008平方マイルは20世紀初頭の地籍確定事業の時点でもまだ一時査定下にあった。（『報告書』228）

なお、これらの未開森林地帯の開発は、ベンガル近代経済史上の極めて重要なテーマを為すが、本稿では立ち入った考察を行う余裕がない。近い

| | |
|-----------------------|-----------|
| 1793年の永久地租査定時に存在した土地 | |
| 永久査定されたが、その後政府が購入した土地 | 407 平方マイル |
| 永久査定時に除外された土地—知行地 | 23 |
| —スンドルバン | 610 |
| 1793年以降に形成された洲 | 510 |
| 合 計 | 1550 |

将来、稿を改めて論じたい。

(2) 借地権制度

(i) 小作人の2階級

バカルガンジ県の借地権制度は、その過剰にまで細分化され、重層した複雑な構造で夙に有名である。地主と耕作農民との間に8~20層、時にはそれ以上の、中間的借地権者 (intermediate tenure-holders, あるいは、単に tenure-holders) ⁽¹¹⁾ が存在するのである。事態を更に分かり難くしているのは、1885年に成立したベンガル借地権法の諸規定が曖昧なことである。特に、借地権者と農民の定義を与える同法第5条第4項が地方慣行を重視しているので、続く第5項の良く知られた農民と借地人を区別する100標準ビガ (33.3エーカー) の面積規定も一つの目安でしかなく、各県の農民や借地権者の実際的な定義は、借地権法の規定と地方慣行の実態の両者を勘案して与えなくてはならないのである。⁽¹²⁾ (本項は、『報告書』128, 129, 137, 138, 317, 318, 363の各所を参照。)

バカルガンジ県では、小作人 (tenant) は、「借地権者」(hakiatdar) と「耕作権者」(karsadar) の2階級に大別される。「借地権」(hakiat または milkiyat) は、永久的、世襲的、譲渡・分割可能な土地に対する権益であり、「借地権者」は、定められた地代 (通常は永久に固定された金額または率) を払う限り、土地に対して地主が持つあらゆる権限を行使で

きる。「耕作権」とは土地の耕作許可であり、元来「耕作権者」は一時小作人であった。19世紀後半になり農民に法的な保護が与えられると彼等の立場は強化された。しかし、法廷と行政の浸透の弱い県南や県東では、「耕作権者」は依然として一時小作人に留まっていた。ところで、バカルガンジの上層農民は、保有地の一部を自耕しつつ、他の一部については、又小作に出し地代を受け取る場合がある。彼等の経営実態を見れば、「主に、自分で、或いは家族労働によって、或いは雇用労働によって、耕作する為に土地を保有する権利を獲得した者」と借地権法第5条第2項で定義される農民 (riyat) とすべき存在である。だが、もし彼等を農民と規定すると、その下の耕作者は従属農民となり法の保護を受けられなくなる。このジレンマの中で、結局、当県の地籍確定事業においては、全てのハキアトダールを、同法第5条第1項で「主に、地代を取得し、或いは小作人を定着させて耕作させる目的で土地を保有する権利を獲得した者」と定義する借地権者 (tenure-holder) として登録した。従って、本稿で「借地権者」と言うのは、借地権法上の字義通りの借地権者を必ずしも意味しない。この結果、地籍確定事業で「借地権者」と定義された者の下層のかなりの部分が実は富農であることに留意せねばならない。

地主あるいは政府に直接に地代を払う最上位の借地権者は、38,927名おり、1,574,443エーカーを保有する。借地権者の平均保有面積は、永久地租査定地域の民間地所では37エーカー、政府地所では113エーカー、一時査定地域では63エーカーであり、彼等の払う平均地代率は1-8-7ルピーである。しばしば、地主は最上位の借地権を一族の生計維持の為に創出した。この場合には、その地代は極めて低く設定された。極端な例をひけば、サイエドプル郡のある借地（従属タルク）は12,019エーカーの広大なものであったが、地代は僅か77ルピーであった。

最上位の借地権を含めた、あらゆる階層の借地権の総数は464,008件で

(13) ある。警察区別の平方マイル当り借地権数は、サダル地区に多く、ピロズブル地区は中位、パトウアカリ、ダクシン サハバズブル両地区は少ない。

借地権者の多くは在地者である。但し、新開地の多いパトウアカリ、スندگانバンの借地権者には、他の警察区（ジャラカティ、ナルチッティ、ガウルナディ）の在住者が多く、同様に、サハバズブル島の主要な借地権者には、他県在住者が多い。

バカルガンジ県の農民（karsadars）が保有する土地の全面積は、1,389,431 エーカーである。

| 貸主の種類 | 貨幣地代 (エーカー) | 平均地代率 (ルピー/エーカー) | 生産物地代 (エーカー) |
|-------|----------------|---------------------|-----------------|
| 地主 | 402958 | 3- 11-10 | 3984 |
| 借地権者 | 925917 | 4- 13- 4 | 56572 |
| 合計 | 1328875 | 4- 8- 0 | 60556 |

上表に明らかな様に、地主地所の方が、借地権者の保有地内より農民の払う地代の率がずっと低い。

農民保有地総数は下の表に見られる様に 565,531 件（平均面積 2.51 エーカー）であり、その内、貨幣地代地は 524,465 件（2.54 エーカー）、生産物地代地は 41,066 件（1.48 エーカー）である。一般的に言えば、県北、県西北の旧堆積地帯では 1~2 エーカーと小さく、県東、県南の新堆積地帯では 3~6 エーカーと大きい。前者でも、スワルプカティ警察区では 4

| | |
|--------|--------|
| 固定地代農民 | 2150 |
| 定住農民 | 545748 |
| 占有権農民 | 2064 |
| 非占有権農民 | 15569 |

エーカーと大きいが、これは同地に広大な沼沢地が多いからである。

上表に示される様に、固定地代農民（地代額が永久に固定された農民）は少数で、メヘンディガンジ警察区とサハバズプル島に集中した。今回の地籍確定事業で、地主は農民の借地法上の地位にあまり拘泥せず、その結果、定住農民（同一村に12年以上農地を保有した農民で、同村内に保有する全ての土地に対して占有権を持つ。占有権とは、公正・衡平な地代率を払う限り追い立てられない法的権利。）が大量に認定された。占有農民（村内の特定の土地についてのみ占有権を持つ）は、サハバズプル島に集中している。非占有権農民（占有権を持たない）は、新しい洲に多く見られ、特に、アームタリとバラハナッディン両警察区に多い。彼等は、洲の耕作を始める際に、地主に礼金を払っており、実際上は永久的占有権を行使している。これらの農民保有地の譲渡に対して地主の特権がしばしば主張されるが、科金の支払いにより許可されることが多い。

県全体の定住農民の平均地代は4-8-10ルピーである。バカルガンジ県の農民地代は平均して生産額の10%程度と緩やかであるのは、1870年からの作物価格上昇に地代の上昇が追いついていない事からである。価格上昇は20世紀の最初の10年に顕著であったが、丁度、同じ時期に地籍確定事業が実施されたことにより、地代上昇が抑制された。下表において、県北のガウルナディ、スワルプカティで地代率が低いのは、ここに大きな沼沢地がある為である。県南は、人口密度が低く相対的に土地が豊かであるのに地代率が高く、県北は、ガウルナディ、スワルプカティを除いても、高人口密度にも拘らず、地代率はむしろ低い。サハバズプル島は土地が肥沃で、しかも、地代が低い。しかし、ここでは、地主が地代引き上げを求めて、農民との間に激しい対立が生じている。地代引き上げは地所によって様々であり、これを強く求めた地所（スワルプカティ、ピロズプル、ガラチパ、バウパルなど）が30%をしめ、他の30%は殆ど引き上げをしな

かった地所であり、残る40%ほどは中間に位置する。非占有権農民の地代は、労働力の稀少なガラチパやバラハナッディンの洲と、アームタリの森林では、定住農民の地代より低いが、逆に、土地が稀少なメヘンディガンジの洲、ジャラカティ、バリサル、ピロズブルでは定住農民よりずっと高いことは、非占有地代と未開発地の存在との関係を明白に示すものとして興味深い。

警察区別の定住農民の地代率（ルピー/エーカー）

| サダル地区 | | ピロズブル地区 | | バトウアカリ地区 | | メヘンディガン | |
|--------|--------|---------|--------|----------|---------|---------------|--------|
| ジャラカティ | 4-15-0 | バカルガンジ | 5-14-2 | ガウルナディ | 2- 9-10 | ガラチパ | 4- 7-8 |
| ナルチノティ | 5- 4-6 | ピロズブル | 4-12-6 | バトウアカリ | 6- 5-2 | ダクシン サハバズブル地区 | |
| バリサル | 4-15-8 | バウバル | 5- 4-9 | マタバリア | 5- 8-7 | バラハナッディン | 2-13-7 |
| バンダリア | 5- 1-7 | スワルプカティ | 2-13-8 | アームタリ | 6- 2-7 | ヴォラ | 3- 7-0 |

生産物地代は、ピロズブル、サダル両地区の郷紳が多く住む場所で多く見られる。生産物地代には刈分制（barga：収穫物の2分の1とか3分の1とかの割合を払う）と定量制（dhankarari：固定された作物量を払う）がある。エーカー当りの地代額は15～20ルピーにも相当し、地主にとって貨幣地代よりはるかに有利なので、19世紀末から大幅に増加している。新たに形成された小作地だけでなく、従来の貨幣地代地からの転換も生じている。刈分小作人は、一時小作人、或いは農業労働者と同様の地位とされている。従属農民（under-raiyats）は、76,120名おり、81,784エーカー（農民保有地の6%）を保有した。従って、センサスの示す専業農民（497,468人）に対して15%強の人数である。従属農民の保有地は、メヘンディガンジでは農民保有地の12%に達し、最も多い。借地法上、従属農民は一時小作人と同様の地位で土地への権利が弱いが、この県の従属農民の大半は保有地に対して永久的な権利を持つとジャックは述べる。だが、従属農民の平均地代は7-3-9ルピーであり、占有権農民よりはるかに高率

植民地支配期ベンガル農業社会の地域構造 (I)

であり、かつ、平均保有面積も半分以下であるという事実は無視されるべきでない。

地代免除地保有者は 40,886 名いる。その内 36,397 名は借地権者の身分を与えられており、その多くはバラモンである。地代免除地を持つ農民の多くは床屋、洗濯人、船頭などの職能カーストに属することが多い。これらの地代免除地のかなりの部分は耕作者に又貸しされている。

以上から、実際の土地占有割合を要約すると、下記の表となる。

| | | |
|-----------|-------------|----------|
| 地主(政府を含む) | 211814 エーカー | 内、耕地は 2% |
| 借地権者 | 598936 | 68% |
| 占有権農民 | 1346726 | 82% |
| 非占有権農民 | 42681 | 70% |
| 地代免除地保有者 | 11305 | 63% |

(表中で農民が占有している土地の内、81,784 エーカーは、従属農民が占有している。)

これを、荒蕪地を除いた耕地面積について、各地区毎にみると、下記の表となる。ピロズプル地区で、借地権者の直営部分が多いことが、注目される。

| 地 区 | 地主(政府を含む) | 借地権者 | 占有権農民 | 非占有権農民 | 地代免除小作人 |
|-------------|-----------|------|-------|--------|---------|
| サ ダ ル | 0.5% | 23 % | 75 % | 1 % | 0.5% |
| バトゥアカリ | 0 | 25.5 | 72 | 2 | 0.5 |
| ピロズプル | 0 | 39 | 60 | 0.5 | 0.5 |
| ダクシン サハバズプル | 0.5 | 17.5 | 76.5 | 5 | 0.5 |
| バカルガンジ県全体 | 0.5 | 27 | 70 | 2 | 0.5 |

(ii) バカルガンジ型システム

この県の複雑な土地制度は、森林に囲まれたこの地域の開発を進める為

に固定された有利な条件で借地権を与えることが不可欠であったから形成された、としばしば説明される。この説明は誤りではないが、明らかに不十分である。何故なら、同様の開発は他県の森林地帯でも進行したが、ここではバカルガンジ型システムは出現しなかったからである。この要因だけでは、複雑なバカルガンジ型システムの形成メカニズムは到底説明できない。その複雑な構造は、上の単純な過程が進行した後に、地主や小作人が様々な意図をもって作り出した多様な借地権が複合した帰結である。その形成要因をジャックは6類型に分類している。(i) 開発型 (development), (ii) 上昇型 (promotion), (iii) 離反型 (revolt), (iv) 挿入型 (interpolation), (v) 欺瞞型 (fraud), (vi) 一族内取り決め型 (family arrangement) である。彼は、これらに更に、複雑化の方程式として (vii) 持分権整数分割制度 (aliquot tenure) を加え、これらの7つのメカニズムで、バカルガンジ型システムの形成を説明した。豊富な具体例を引く彼の説明は十分な説得力を持つが、本稿ではその細部に立ち入る紙幅はない。ごく単純化して示したい。(『報告書』135-144)

第1の類型である「開発型」とは、広大な未開の森林や河岸の堆積地を開発する為に地主が創出した借地権を指し、バカルガンジ型システムの原型をなすといえる。重層した借地権の上位の数層(ハオラ、第2次ハオラ、第3次ハオラ)の殆どは、これに属す。第2次、第3次ハオラは県南から広まった。1822年の大高潮で逃散したり溺死したりして減少した耕作者と放棄され荒蕪地に帰した多くの土地を再び耕作地に戻すことを目的として、これらの有利な借地権(永久的、譲渡可能、固定地代)が大量に創出されたのである。このやり方は県南に留まることなく更に広がり、全てのタイプのハオラを合わせると206,822件であり、県内全借地の実に62%を占めるに至った。(『報告書』付録5)

バカルガンジ県でハオラがかくも広範に普及するにあたっては、第1に、

この県の地主の大半がダッカ県ビ克蘭プル郡から来ているという事実が重要である。当時、ダッカには職を失った旧ムガル政府の役人が多数いた。彼等の多くは、ヒンドゥー上位カーストに属し、ビ克蘭プル出身であった。他方で、未開森林を所有する地主は、自ら開発を推進する資本も能力も無かった。地主と失業中のヒンドゥー役人達は、どちらもビ克蘭プルを故地とする同郷者であり、両者が連携することにより、バカルガンジ県の森林地帯の開発が推進され、中間借地権が重層的に形成されたのである。第2に、バカルガンジ県の様に河川で土地が細断された地方で森林開発を促進するには、比較的小規模の、しかし安定した借地権を創出することが必要であった。主に1時査定地帯で発達したこの制度が永久地租査定地域へも普及したのは、模倣の結果であろう。

第2の類型である「上昇型」とは、耕作農民に、耕作権ではなく、より上位の借地権を与えることである。これは、もともとは、1822年、1876年の2回の大高潮被害の直後に、耕作者を呼び寄せる目的で与えられた。19世紀末になると、米価上昇が農民に剰余を与え、他方、小地主達は生活費の上昇から慢性的な収入不足に悩まされた。この状況下で、地主はまとまった礼金を受けとって、しばしば、小作人に永久的な安定した下位借地権 (under-tenure. 永久、譲渡可能、地代固定という権利の付与された下位の借地権) を与えた。この結果、出現した上昇型の農民的借地権はカイミ (kaimi) とかミラス・カルシャ (miras karsha) などと呼ばれた。この種の下位借地権は総数 35,507 件に達し、県内の全警察区に展開し、地籍確定事業時には県内の全借地権の 10% を占めるに至ったのである。この方法で権利を取得した者は、当然に、農民の中でも富裕な層であり、しばしば、取得した借地の一部を更に小作に出した。こうして、彼等は在村の農民的借地権者 (cultivating tenure-holders) として地代取得者に転じたから、借地権者の末端に農民が連なることになった。一般に、借地

権者は複数の地所に複数の借地権を持ち、村外に住む金貸しであることが多いが、しかし、村の土地の27%ほどを保有するとされる在村の借地権者の無視できない部分は、この様な富農的な存在であったのである。（『報告書』125, 137, 174）逆に、この様な下位借地権を、上位借地権者が購入する場合もあり、ジャックはこれを「混乱」と呼んでいる。いずれにしても、これほどの規模で農民が下位借地権を獲得したことは、バカルガンジ型システムの1つの特徴である。

第3の類型は、「農民の離反」である。離反（revolt）とは、地主から迫害された小作人が他の有力な地主に保護を求め、農地の所属を移すことである。迫害を受けた農民が有力で寛容な地主に保護を求めることは、古くから行われた慣行的手段であった。殆どの村で、地主の圧迫を逃れる為にこの方法を用いて地主を替えた農民が見られた。保護を求められた地主は、相手の地主の下位借地権を保有しているという虚構を捏造し、相手の地主と耕作者との間に割り込んでその土地を、實際上、自分の地所に取り込み、かつ、農民には下位借地権を与えたのである。こうして形成された農民的借地権を古くからジンバ（jimba：字義は保護）と呼び、地籍確定事業では、4,908件の離反型の借地権（ジンバ）が記録された⁽¹⁴⁾。

強大な地主が弱小地主から土地を掠め取る口実にジンバが用いられるという事態が、沼沢地帯の新開地で頻繁に見られた。この様なジンバの悪用が可能であったのは、公式地籍簿が未整理であったからであり、土地登記法（Land Registration Act, or, Act VII of 1876）が成立すると、この様な違法行為は実行困難になり廃れた。

第4の類型は「挿入」といい、借地権者が自分の下に創出する下位借地権である。ジンバとは逆に、登記法の成立により可能になった。耕作農民の上に新たな借地権が創出され、さらに、同様の過程が繰り返された。上位借地権者は、こうして創出された下位借地権者に、その地所に対する全

ての権利を与えた。県の地方慣行により、下位借地権も正規の借地権として扱われ、支払い契約額は民事法廷で地代として履行を求めることが認められた。このような権利の創出は永久請負 (miras ijara) とよばれ、場合によっては、さらにその下に2~3層の下位借地権が設定された。挿入型借地権は、県の全借地権数の1割を占めるほどに広く行われた。これは、大地所のみならず零細借地でもしばしば行われた。地主や借地権者が負債を負い、その担保として土地に対する権益を提供し、やがて、返済不能の事態に陥ると、挿入型借地権が創出され、債権者に与えられた。この場合の借地権創出は、借地権売買のバカルガンジ県における代替的方法であったと言える。

第5の類型は「欺瞞」である。地主が下位借地権を創出して、高収益な地片を縁者や奉公人の所有下に移し、裁判により財産が売られても、その隠し財産が残る様にしたのである。偽名義 (benami) が使われても、実際の経営は元来の地主が堅持する。この県にはこの種の借地権が数多くある。将来の最悪の事態に備えて、10~20年をかけて、周到に準備されるので、法廷でそれを暴くのは大変に難しい。

第6の類型は「一族内取り決め」である。地主が女性、幼児、都市在住者等の場合に、一族内の実際に地所経営に携わる者との間で交わす永久請負契約 (miras ijara) がこの一族内取り決め型借地権である。

こうして創出された重層的な借地権の連鎖にあっては、上位借地権者は、下位借地権を創出することによって一切の経営権を下位借地権者に移す。下位借地権者も、自分の下に更に下位の借地権を創出するや経営から退き、完全に地代受取者になっていく。こうして、最下位に位置する借地権者こそが、地所経営の実務を掌握すると言う意味で真の地主であり、その上に新設された上位借地権者達は、土地が生みだす剰余 (地代総収入から諸経費と政府地租を控除した残額) への参加者に過ぎない。

以上の様な多様な種類の借地権創出による重層構造の形成は、メカニズムとしては単純である。詳細は省くが、ジャックは、農民が自分の地主が誰であるかを知らないというこの県の土地制度の錯雑した状態は、この単純な重層構造に、(1) 結合家族制度の分裂に伴う地所や借地権の分割の事例が激増し、その際にコストの掛からない簡便な方法として、この地方独特の地所分割方法（持分権整数分割制度）が成立し、法廷においてもこれが地方慣行として受容されたこと、(2) 農民がこうして成立した整数分割借地権を購入したこと、が重なって生じたとする。（『報告書』147-150）

7 バカルガンジ県農業社会

(1) 農家経営

(i) 純生産とその地域性

地籍確定事業で明らかになった各作物の耕作面積にそれぞれの収量と価格情報を加えて、ジャックは当時の県農業粗生産額を約9,333万ルピーと推定した。次いで、純生産額を推定する際に最も難しいのは、雇用労働力の推計であるが、すぐ後に述べる様な作物ごとの雇用情報を勘案して、警察区別純農業生産の表7（雇用労働には域外労働だけを算入）が得られた。これによれば、一人当り純農業生産が極端に低い警察区はナルチッティ（約15ルピー）であり、そのほかにもヴァンダリア、ピロズプルなどの警察区で県平均（約33ルピー）を下回る。ヴァンダリア、ピロズプルの警察区は域内を通過する河川が塩水化した為に、土地生産性が落ち、作付面積が減少したし、県北のナルチッティ、ガウルナディ、スワルプカティ、バカルガンジ、バリサルなどの低い平均所得は、平方マイル当り900人を上回る高い人口密度（県平均は657人）と、低い土地生産性（多くは、平方マイル当り所得が県平均（21,932ルピー）を下回る）の相乗効果の結果であるといえよう。ただし、バカルガンジやバリサルなどには都市部があ

り、そこでは、非農業所得が発生していたと思われるが、地籍確定事業報告からは、それに対する情報は得られない。

(ii) 農業労働者

この県の農民は各作物毎、又、各地域毎に様々なやり方で雇用労働を利用した。

冬作物、ジュートは雇用労働を殆ど使用せず、多少の必要雇用量は域内で調達した。砂糖きびは大量の雇用労働を必要とするが、これも域内で供給された。

稲作においては、県北の農民は一般的に自家労働で耕耘し播種するが、パトゥアカリ地区の農民の半分、ピロズプル地区の25%の農民は賃労働者を雇う。その為の雇用労働者は域内から、又、県北の他警察区から供給された。県南東やサハバズプル島では、稲の田植えにも川向こうのノアカリ県労働者が使われた。夏米の刈り入れは、冬米の田植えとぶつかるので、殆ど全て雇用労働で行われる。県北では、これらの雇用労働の半分は域内から供給され、残りは、ファリドプル、ダッカ、ジェシオール各県からの出稼ぎが行った。冬米の収穫でも、県東のサハバズプル島とメヘンデイガンジ警察区では、農民の半数は雇用労働を用いる。この雇用労働は主にノアカリ県からくるが、その他にダッカ、ファリドプル、テイッペラ各県からも来る。県北では、冬米の収穫の大半は農民が自分で行き、25%ほどが雇用労働で行われたとされる。県西南のヴァンダリア、マタバリア両警察区では、逆に、25%のみを自分で行う。県南とバカルガンジ警察区では、農民自身が収穫する割合は更に少ない。県南の冬米収穫期の雇用労働の3分の1は県北から、他の3分の1はファリドプル県から、そして、残りはノアカリ、ダッカ、ジェシオール、パブナ、マイマンシン各県から供給された。スンドルバンのマグは全く刈り入れをせず、刈り入れ労働者に最高の労賃を払う。こうして、県内どこでも農民は収穫労働を嫌い、可能

表7 警察区別純農業生産

| 警察区 | 冬米・ 夏米・ 春米 | ジュート | 他の作物 | 樹 木 | | | 農業純 生産額 | 推定地 代総額 | 純生産 額に別 する地 代の割 合 | 面積 | 人口 | 人口密度 | 一人当り 純生産 | 耕地面 積当り 純生産 | 一人当り 純米 生産 | 一人当り ヤシ 生産 | エーカー 当り純米 生産 | エーカー 当りヤシ 生産 |
|-------------|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------------------------|-------------|---------|---------------|-------------|-------------------|------------------|------------------|--------------------|--------------------|
| | | | | ピンロ ウヤシ | ココヤシ | ナツメ ヤシ | | | | | | | | | | | | |
| | (1000 ルピー) | (1000 ルピー) | (1000 ルピー) | (1000 ルピー) | (1000 ルピー) | (1000 ルピー) | (1000 ルピー) | (1000 ルピー) | % | (平方 マイル) | (人) | (人/平方 マイル) | ルピー/人 | ルビー/平 方マイル) | (ルビー) | (ルビー) | (ルビー) | (ルビー) |
| ガウルナディ | 3893 | 693 | 807 | 145 | 63 | 52 | 5553 | 526 | 9 | 248 | 238934 | 963 | 237 | 22794.4 | 16.3 | 1.1 | 15697.6 | 1048.4 |
| メヘンディガンジ | 3481 | 1025 | 1244 | 1007 | 70 | 39 | 6866 | 755 | 11 | 137.5 | 174184 | 1267 | 39.4 | 49934.5 | 20.0 | 6.4 | 25316.4 | 8116.4 |
| ジャラカティ | 2649 | 33 | 214 | 693 | 655 | 24 | 4268 | 421 | 10.5 | 83 | 80406 | 969 | 53.1 | 51421.7 | 32.9 | 17.1 | 31915.7 | 16530.1 |
| ナルチャティ | 1652 | 6 | 146 | 225 | 66 | 14 | 2109 | 264 | 12.5 | 140.5 | 142595 | 1015 | 14.8 | 15010.7 | 11.6 | 2.1 | 11758.0 | 2170.8 |
| バカルガンジ | 3241 | 6 | 201 | 482 | 152 | 20 | 4102 | 502 | 12 | 149 | 143573 | 964 | 28.6 | 27530.2 | 22.6 | 4.6 | 21751.7 | 4389.3 |
| バリサル | 2649 | 259 | 631 | 329 | 75 | 20 | 3963 | 488 | 12 | 249 | 165675 | 665 | 23.9 | 15915.7 | 16.0 | 2.6 | 10638.6 | 1702.8 |
| サダル地区 | 17565 | 2022 | 3243 | 2881 | 1081 | 169 | 26961 | 2956 | 11 | 1007 | 945367 | 939 | 28.5 | 26773.6 | 18.6 | 4.4 | 17442.9 | 4102.3 |
| | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| バトウアカリ | 5742 | 1 | 148 | 429 | 295 | 27 | 6642 | 948 | 14 | 248 | 197283 | 795 | 33.7 | 26782.3 | 29.1 | 3.8 | 23153.2 | 3028.2 |
| パウバル | 3751 | 7 | 506 | 179 | 109 | 19 | 4571 | 496 | 11 | 471 | 124690 | 265 | 36.7 | 9704.9 | 30.1 | 2.5 | 7963.9 | 651.8 |
| アームタリ | 6722 | 1 | 112 | 44 | 50 | 7 | 6936 | 1082 | 16 | 309 | 90102 | 292 | 77.0 | 22446.6 | 74.6 | 1.1 | 21754.0 | 326.9 |
| ガラチバ | 5093 | 0 | 278 | 33 | 100 | 6 | 5510 | 781 | 14 | 154 | 110583 | 718 | 49.8 | 35779.2 | 46.1 | 1.3 | 33071.4 | 902.6 |
| バトウアカリ地区 | 21308 | 9 | 1044 | 685 | 554 | 59 | 23659 | 3307 | 14 | 1182 | 522658 | 442 | 45.3 | 20016.1 | 40.8 | 2.5 | 18027.1 | 1098.1 |
| | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スワルプカティ | 3184 | 16 | 201 | 209 | 337 | 16 | 3963 | 448 | 11 | 114.5 | 206113 | 1800 | 19.2 | 34611.4 | 15.4 | 2.7 | 27807.9 | 4908.3 |
| ピロズブル | 1794 | 0 | 62 | 527 | 367 | 20 | 2770 | 371 | 13 | 206.5 | 130835 | 634 | 21.2 | 13414.0 | 13.7 | 7.0 | 8687.7 | 4426.2 |
| パンダリア | 1837 | 1 | 77 | 90 | 72 | 9 | 2086 | 299 | 14 | 111 | 102351 | 922 | 20.4 | 18792.8 | 17.9 | 1.7 | 16549.5 | 1540.5 |
| マタバリア | 3783 | 3 | 222 | 133 | 261 | 25 | 4427 | 607 | 14 | 242 | 114195 | 472 | 38.8 | 18293.4 | 33.1 | 3.7 | 15632.2 | 1731.4 |
| ピロズブル地区 | 10608 | 20 | 562 | 959 | 1037 | 70 | 13246 | 1725 | 13 | 674 | 553494 | 821 | 23.9 | 19652.8 | 19.2 | 3.7 | 15738.9 | 3065.3 |
| | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ヴォラ | 3462 | 26 | 783 | 1477 | 16 | 3 | 5767 | 504 | 9 | 238 | 150485 | 632 | 38.3 | 24231.1 | 23.0 | 9.9 | 14546.2 | 6285.7 |
| バラハナディン | 4923 | 7 | 682 | 1160 | 82 | 13 | 6867 | 508 | 7 | 387 | 119748 | 309 | 57.3 | 17744.2 | 41.1 | 10.5 | 12720.9 | 3242.9 |
| タグシ サハズブル地区 | 8385 | 33 | 1465 | 2637 | 98 | 16 | 12634 | 1012 | 8 | 625 | 270233 | 432 | 46.8 | 20214.4 | 31.0 | 10.2 | 13416.0 | 4401.6 |
| | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| バカルガンジ県 | 57856 | 2084 | 6314 | 7162 | 2770 | 314 | 76500 | 9000 | 12 | 3488 | 2291752 | 657 | 33.4 | 21932.3 | 25.2 | 4.5 | 16587.2 | 2937.5 |

(注) 『報告書』187のデータより加工

な者は労働者を雇う。刈り手の多くは県外者で、何千人もが収穫期にやって来るが、彼等は「自分の村で集団を組んで船で下ってきて、普通は、個々には働かない。」(『報告書』64-75) 精米は、少なくとも80%は自家の女性が行うが、他人を雇うこともある。

稲刈りの時期の賃金は高い。刈入れの報酬は作物の12.5%~16.7%である。その他の作業では、村外から来た労働者は貨幣給与に加えて食物と衣服を与えられるが、地元の労働者は午前中だけしか働かないので、こうした追加給与は貰えない。隣人を田植えに雇った時は、ビガあたり2ルピーという名目的な賃金が払われる。賃金には月ぎめ、季節ぎめ、田植え出来高払いの3通りの形態があり、県北では、それぞれ、7ルピー、35ルピー、12ルピー、県東・県西南はやや高く、それぞれ、8ルピー、40ルピー、15ルピー、そして、県南は最も高く季節ぎめ50ルピー、田植え20ルピーである。(『報告書』186)

総数を示すことは不可能だが、以上の様に、この県ではかなりの農業労働者が雇用されている。1901年センサスによれば、県内の専業農業労働者数は13,000人ほどで、専業農民総数497,000人の2.6%に過ぎない。ジャックは、繰り返し、県外からの移動労働者は無視し得る程度であると述べているが、以上の検討にたてば、むしろ、県内の専業労働者をはるかに上回る数の労働者が県内の兼業農民や県外からの季節労働者によって供給されていたと考えるべきであろう。

(iii) 農家家計

ジャックは、この県の農民家族が生存を保つ為に必要とする保有地規模を試算して、センサスの生存基準(5人家族、1日1人当たり0.75シェール即ち700g強)を満たすには、冬米の水田が、パトウアカリ地区、バカルガンジ警察区で1.8エーカー、ガウルナディ警察区で2.6エーカー、サハバズプル島で2.3エーカー必要であるとしている。その他の生活物資には、

0.5~0.75 エーカーの土地からの産物があれば良く、ピロズプル地区以外ではこの条件が満たされている。（『報告書』188）

1901年センサスの農業人口統計及び地籍確定事業統計を組み合わせると、各地区別の農業家族の平均保有地規模は以下の様に推定される。（『報告書』189）

| 地 区 | 保有地面積 | 内、耕作地 | 内、冬米作付地 | 内、二回以上作付地 |
|-------------|-----------|-----------|---------|-----------|
| サ ダ ル | 4.43 エーカー | 3.54 エーカー | 3 エーカー | 0.96 エーカー |
| パトウアカリ | 6.37 | 5 | 4.9 | 0.44 |
| ピ ロ ズ プ ル | 4.2 | 3.3 | 2.9 | 0.26 |
| ダクシン サハバズプル | 5.8 | 5 | 4.3 | 1.1 |

当県は平坦な沖積平野であり、数フィートの起伏さえない。農民は、各々、農場の中に家を建て、堀を回らせ、その内側に菜園、果樹などを作るので、農民家族が集住する集落はない。農民の居住地は平均0.41 エーカーであり、一つの敷地に平均して2家族が住むから、1家族にすると0.21 エーカーである。

家畜は豊富であるが、犁は農民100家族につき43台であり、全ての農家が所有している訳ではない。小船は、県全体では100家族に対して15隻だが、沼沢の多いガウルナディ、ジャラカティ、パトウアカリでは、3分の1の家族が持つ。他方、サハバズプル島では牛車が使えるので小船を持つ家族は3%に過ぎない。

農民は、通常、アマン米を脱穀して売る。大半の農民は4月半ばまでかけて、売却可能部分を売るが、県南では収穫直後に回ってくる巡回金貸しへの返済の為に、多くの農民が収穫の半分を、籾付きのままで売ることが余儀なくされる。この収穫直後の強制された販売は、市場の価格変動を利用できない非常に損な売り方である。夏米は通常は販売されないし、中級

以上の社会層の人々は食べない。だが、農民にとっては、端境期に自給米をもたらし、又、甘い食味が好まれる。保存が効かないので1月中頃までに消費してしまう。春米は作付面積は僅かだが、豊年なら25~30マン/エーカーという高収量が得られる。

地代の純生産額に対する割合は、表7にみられる様に、県平均12%となる。アームタリ、マタバリア、ガラチパなどの新開発地の割合が高いのは、これらの土地は低い地代で定住者を誘引したという通説からは理解できない。この理由の一端は、次項でも多少触れる様に、これらの地域の農民の抑圧された権利状況に求められるであろう。

多くの農家が雇用労働を利用すると述べたが、伝統農業における共同作業と雇用労働の関係について、次の様な興味深い指摘がなされている。犁と朝から昼まで働く2頭の去勢役牛の組を1ハル(hal:犁)と呼ぶ。1エーカーを耕耘し、均すには土壤の重い県北では32ハル、土壤の軽い県南では24ハルを要す。2ハル/ルビーが相場だから、県北では16ルビー、県南では12ルビー掛かる。通常、農民は自分の苗床を作る。1エーカーの田植えをするのに8労働者を要する。パトゥアカリ、ガラチパ、アームタリなど労働力不足の新開地では、田植え時の労賃は通常の倍になる。だが、貧しい農民たちは犁、役牛、労働力の交換を行っており、賃労働者を雇用するのは大きな保有地を持つ富農だけである。彼等も、しばしば、田植え時の共同作業(bhuihari)へ近所の人々を招待する。ジャックは、「約20名ほどの隣人が集まり、太鼓(bayati)と野良歌を交えながら、持ち主の音頭に合わせて苗を植える。参加者は招待を受けた者であり雇われた者ではない。日差しが段々暑くなると、招待した者は参加者の勤労にたいしてビスキをもてなす」と述べている。ビスキとは炙った米に粗糠とココナッツの果肉を混ぜ、煮つめたものである。(『報告書』73)

地籍確定事業統計は、裕福な家族と貧しい家族の区別、土地の保有規模

分布状況などの情報を与えないので、そこからは農民の経済状態や農民の階層性については多くを知りえない。そこで、ジャックは、個人的な観察と県西の全ての警察区（県内で最も貧しいと思われるピロズブル、ヴァンダリアも含めて）の幾つかの典型的な農村で悉皆家族調査を行った。その結果によると、農業家族の中で、20%は裕福な状況 (affluent circumstances), 60%は不自由のない状況 (comfortable circumstances), そして、20%が生活苦の状況 (struggling circumstances) にある。最後のカテゴリーには、十分な土地を小作できず賃労働者として働かざるを得ない者が含まれている。幼い家族を抱えた未亡人や身寄りのない老人は確かに悲惨な状況にあるが、これらの人々を除くと、県南やサハバズブル島では貧民はいないとジャックは主張する。貧者の割合は、ガウルナディとスワルプカティ、そして、ナルチッティにやや多い。（『報告書』190）

(iv) 農民負債

農民負債はかなり多く、大半は冬米の収穫前の端境期に行われる短期ローンである。田の作物か金銀製の装飾品などを担保として借りる。利子率は、月当り 6.25~12.5% であるから、年利に直すと 75~150% という高利である。土地を担保とした場合には、利子は 24%~48%, あるいは 48% 以上である。いずれも、複利が適用される。金貸しの大きな部分をサハヤその他の専門金貸しが占めるのはサハバズブル島、ガラチパ、そして、ピロズブルのみである。その他の地域では、金貸しは借地権者や大地主の手代などが行う。少なくとも耕作者の半分は一時的な借金をしているという。（『報告書』194）

1832年のダムピア (Dampier) の報告書は、当時のこの県の農民の状況を次ぎの様に述べている。中間借地権者はしばしばかなりの財産を持ち、地代として払うべき現金を農民への前貸しに流用すれば大きな利益をもたらす事を発見した。法外な利子で食穀の購入の為に、あるいは、従属的耕

植民地支配期ベンガル農業社会の地域構造 (1)

作者への食糧や種子としての米や粳米の前貸しによって、彼等は50%の利子を収穫時に受け取ることができる。こうして、農民は生存さえおぼつかないほどに搾り取られる。こうした過大な要求、それに対する訴訟などの負担は全て農民にのしかかる。このために農民は極度の貨幣不足に陥り、市場での彼等の買物は物物交換で行う。先述したジャックの貧者は少ないという見解と、このダムピアの見解の著しい違いを1870年代以降の米価の上昇だけで説明できるかが問われなくてはならない。(『報告書』254) 研究史的に言えば、ダムピアの証言は、ジュート・ブームとその崩壊をもって東ベンガル農民が困窮化したとする議論に対する一つの警鐘となるであろう。

(2) 農民と地主

(i) 地代率・地代総額

これまでに示した諸データに基づいて、ジャックは、この県の地代総額は900万ルピーであり、粗生産額(推定9,333万ルピー)の10%弱とな

| 従属農民保有地 | | 地 代 率 | 地代総額(概数) |
|---------|------------|-------------|------------|
| 貨幣地代地 | 76610 エーカー | 7-4 ルピー | 556000 ルピー |
| 生産物地代地 | 5174 | 20 ルピー/エーカー | 104000 |
| 農民保有地 | | | |
| 貨幣地代地 | 1252265 | 4-8 | 5635000 |
| 生産物地代地 | 53382 | 15 ルピー | 831000 |
| 借地権者保有地 | | | |
| 貨幣地代地 | 329339 | 3-8 ルピー | 1161000 |
| 貨幣地代地 | 265230 | 2-8 ルピー | 663000 |
| 生産物地代地 | 4367 | 12 ルピー | 50000 |
| 合 計 | | | 9000000 |

(注) 借地権者保有地の地代率が2つある理由は与えられていないが、重層的な中間借地権者の地代率をこの2つで代表させたと考えて良いだろう。

ると推定する。その内訳は、上表の通りである。（『報告書』185）

(ii) 付加課徴

永久地租査定によって、地主がそれまで徴収していた様々な付加課徴は地代と一本化され、別途の徴収を禁じられたが、地主は相変わらずこれを徴収し続けた。控えめに見ても、この県の地主の徴収する諸課徴 (abw-abs) は、地主が政府に払う地租額を上回り、年間 200 万ルピー以上に達している。この額は、農民が払う地代額のほぼ 1/4 に等しい。ジャックは諸課徴について詳しい記述を残しているが、ここでは、詳細に立ち入る余裕はない。ごく簡単に述べれば、諸課徴には、毎年恒例となっているものと臨時的なものがある。この他に、築堤 (khalbandi)、橋維持整備 (pol kharcha)、郵便 (dak karcha)、市場料 (bhandari karcha)、学校、医療所、寺院、礼拝所の建設等々の特定目的の為に賦課される徴収もあった。年始祭 (punya) や拝謁料 (nazarana) などの徴収は小作人に対して人頭で掛けられ、また各種生産物 (牛乳、乳酪、ココヤシ、檳榔子の実など) の現物貢納 (bhet) も要求された。ヒンドゥー地主の地所では、年間何日かの強制労働 (begar) が課され、伐採、耕耘、魚取り、燃料採取、果樹園手入れ、仮小屋の建設、貯水池・排水路の建設、レンガ運びなどの労働が要求された。臨時賦課には、結婚料 (sadiana)、市場での買物料等がある。結婚税は、借地権者か農民か、ヒンドゥーかムスリムか、どのカーストかなどで差別が付けられることがあった。この他に、贅沢税として、大型の傘 (umbrella) 20 ルピー、駕籠 (palki) 10 ルピー等が使用時に課せられる。ヒンドゥー地主は、ムスリム農民の寡婦再婚 (nika) に課税することも多い。貯水池開削、再開削にも拝謁料 (nazar) が課された。また、貯水池開削に伴って、その恩恵を受ける農民からは利用料 (cess) が徴収される。寄附 (chanda) は、地主家内部の結婚、地主の村訪問などに際して徴収される。この様な諸付加課徴は、地所経営のあり方、地主

小作関係などと深く結びついており、地域により地所により、大きな差違が見られる。(『報告書』194, 195, 196)

付加課徴が広範に行われる理由としては、農民にとっては、永続的な負担の増額を意味する地代引き上げよりは、一時的な付加課徴の方がまだよいという判断があり、地主の側からは、小作権法などの規定で多くの制約があり、農民の強い抵抗と政府の介入を招きやすい地代の引き上げより徴収しやすいという判断があった。(『報告書』199)

(iii) 地主による農民社会の統制

地主は、法的な権限はないが、私的に裁判権を行使し罰金や体罰を科した。国の司法網の整備が遅れたこの県では、植民地政府はこれを黙認した。地主や手代は裁決を行うと、手数料を要求した。手代は、罰金を得る機会を狙って、村の揉め事や社会的事柄に介入し、些細な罪に対しても、小作人の年間所得にも匹敵する過大な罰金を科した。

ジャックは、ある地主が地所巡回中に書いた非常に貴重な日誌を入手し紹介している。それによると、地主が地所内の住民に対していかなる権威を揮ったかがよく分かる。この地主は、地所を巡回し、村人や村役人、徴税人らの拝謁を受け、様々な住民の訴えを受けつけ、即決で裁定を下した。ある時には、政府の裁判所で地主に不利な証言をしない様に農民を脅迫することや地主の命令に背く者を鉄鎖に繋ぐことをさえ手代に命じた。また、ヒンドゥ住民とムスリム住民の社会的な交際を制限する命令も出している。(『報告書』197)

(iv) 地主の暴力・農民の抵抗・公権力の浸透

付加課徴の徴収や、地主の農民支配の貫徹には、私兵による暴力的な強制がしばしば必要とされた。この為に、地主は、通常の伝統的な村役人(村長、従卒など)に加えて、多数の用心棒(lathials)をしばしば抱えていた。県南のある地所は用心棒400名を雇い、他の地所は300名を雇って

いた。しかし、地主の一方的な暴力によっては、地域の治安は維持し難かった。1908～12年に、この県では、年間に平均して39件の殺人と88件の騒動があった。その前の1896～1900年には、平均して40件の殺人と147件の騒動があった。河川が縦横に走り、交通が不便である為に、県の行政はきわめて非効率的であり、住民は地主との揉め事を自分たちの手で解決する必要に迫られた。（『報告書』200-201）

農民は好んで反抗的なのではなく、地主の圧制に触発されて暴動に及ぶのである。過去30年間に、地代引き上げが県南、県西南で多数発生し、アームタリ警察区では、引き上げをめぐる13名の地主の手代が殺された。マタバリア警察区も似た様な状況にある。永久地租査定後、19世紀後半に入ると、1859年地代法、1885年借地権法など小作権に関わる法律が制定されたが、殆ど何のインパクトも持たなかった。これらの法制定後においても、県南・県西南では、法の許容範囲を超える地代引き上げが相次いだし、違法な付加課徴の徴収も続いた。県北でも地代を完納した小作人の追い立てが続いた。殺人の多くは農民騒動のさなかに生じたり、地主や農民のリンチによって生じている。地代引き上げに反対する数多くの農民一揆が県内の特定地域で頻発し、それに対抗して地主が用心棒を雇い入れ殺人を含む犯罪が続発したのである。無法地帯として悪名が高かったのは、ダクシン サハバズプル地区の幾つかの地所であった。また、パトゥアカリ地区ガラチバ警察区内の地主の暴力行為も有名であった。この様に、新興地主や借地権者が多い県南で騒動が多発したが、県北でも19世紀後半に強盗の首領が暴力を用いて広大な地所を築いたことが知られている。（『報告書』204）

河で切断された地形と散村のために各家族は孤立して生活しており、村域、村意識、村共同体も希薄なので、政府は村を通して統治することができなかったが、1860年以降、行政改革により住民と行政の距離はだいぶ

縮まった。更に、地所境界調査や地租調査、土地登記法、地区 (sub-divisions) の設立、更に地籍確定事業の遂行などにより、土地争いに行政が有効に関与しうる可能性も拡大したのである。

(v) 農民の諸権利

農民保有地の譲渡は、政府地所では 19 世紀末から常に認められている。だが、自由な (地主への支払いなしの) 譲渡可能性が一般的であるとはいえない。礼金の支払いがむしろ通例であろう。だが、地主に譲渡を拒否する権利はないといってよい。(『報告書』327)

樹木に関する権利は、果樹が大きな位置を占めるこの県では重要な問題となる。県の一般的な慣行権として、土地を実際に占有している小作人は、借地権者であれ農民であれ、従属農民であれ、樹木を植え、切り、果樹を採取し、材木を取る排他的な権利を持つ。(『報告書』328)

(3) 郷紳

郷紳 (bhadralok) とは、地方在住の上位カースト・ヒンドゥ (バラモン、カーヤスタ、バイディヤ) を指す。彼等は教育があり、社会的威信を保つ為に、自らは肉体労働を行わない。前出の表 5 にある様に、彼等は県人口の 6.3%、ヒンドゥに限れば、20.2% を占める。とりわけ、サダル地区では、それぞれ、9.6%、26.2% という高い割合を占めた。彼等は、県内の役人、専門職、事務職、教育職を独占し、地主と借地権者の大半を占める。彼等は、又、地主の代官、手代、事務官、書記官としても地所経営を牛耳っている。ムスリム地主でさえも、ムスリムよりもこれら郷紳出身のヒンドゥ事務官を好んで雇う。(『報告書』205)

しかし、彼等の希望する仕事の数が限られているので、この社会層には多くの失業者がいる。ジャックは、この様な失業者にとって物価の上昇はとりわけ厳しい影響を持ち、彼等を、無法行為へと追い込んだとする。借地権者あるいは地主の代人として彼等は多くの騒動の火付け役であり、彼

等はベンガル借地権法を熟知しながら、それをしばしば意図的に破っている。

一人の巨大な地主の代りに、多数の郷紳がこの県の重層的な土地制度の下で存続し、専門職、役人、事務職を送り出した。だが、ガウルナディ、ジャラカティ、ナルチッティ、スワルプカティの各警察区には、多くの五体満足な郷紳が借地権からの利益に甘んじて無為な生活を送っている。（『報告書』154）

（4）村役人

バカルガンジ県には法律で設置された村番人（chaukidar）を除くと、他に公的に雇用された村役人はいない。自足的で、地代徴収機構をもったヒンドゥ村共同体はバカルガンジには存在しない。地主や借地権者による地所の私的な経営・管理が、公的秩序の代役を果たしてきた。地主が与えた奉公（chakran）地は殆どの村にあり、散髪人、洗濯人、渡しの船頭等がこれを受け取り、地域社会へサービスを供給している。彼等は、住民からも報酬を受け取っている。（『報告書』485）

地所経営スタッフとして、大きな地所には、事務所（kachari）と徴収スタッフ（naibs, gomasthas, tahsildars & muharirs）がいる。これらスタッフの低い賃銀は付加課徴等で補われる。村には、農民頭でもある伝統的な世話役（mridhas）がおり、農民が地主事務所に規則的に出頭して地代を払い、事務所からの命令が守られる様に監視し、村内の各家庭の事情、喧嘩、犯罪などをきちんと事務所に報告することが期待されている。職田はなく、地代上の優遇もないが、名目的な賃金を与えられ、又、付加課徴の一部が取り分として与えられる。（『報告書』200, 487）

III 中間的結論

最早、与えられた紙幅は尽きたから、重要と思われる事柄を簡単に簡条書きにするに留める。

1. 本稿は、時間・能力共に不足して、膨大な『報告書』の主要な内容をフォローすることに追われてしまった。だが、批判的な視点を堅持しつつ、このような作業を継続し積み重ねることによって、ベンガル州の各県間、及び、各県内の2つのレベルで、地域構造の特徴が浮き彫りになっていくであろう。
2. バカルガンジ県内では、県北と県南という二つの明白に区別すべき地域が検出された。土壌、人口密度、農業経営、商業余剰、社会構成、そして、地主小作人関係、行政整備に至る迄、両地域は対照的な構造を垣間見せている。
3. 農民階層性の検出という筆者の最も関心の深い問題は、20世紀初頭の植民地行政官によっては、まだ明確には意識されていなかった様である。従って、本稿の依拠した『地籍事業報告書』レベルの資料からは、東ベンガル地方には鋭い農民間の対立はない、或いは、農民層の階層化は生じていないという結論が導かれてしまいがちである。だが、実は、この『報告書』においても、随所で、この様な理解では説明のつかない事態が顔を覗かせている。例えば、本稿の検討から、深刻な農民負債、雇用労働に依存する経営体と共同作業に依存する経営体（57%の農家は犁を持っていない）の並存、無視できない規模の従属農民や農業労働者や低カースト・ヒンドゥーの存在等々である。さらに、最も決定的なのは、ジャック自身が借地権者下層部分には相当数の富農達（借地権件数の10%を支配する）がもぐり込んでいることを認めている点である。

筆者は、別稿において、『ベンガル下層階級の状況に関する報告書』(1888)を分析し、ダッカ地方以外については、村レベルのデータから、かなりはっきりした農民階層性を検出した⁽¹⁵⁾。だが、この『下層階級報告書』にはダッカ地方のデータが含まれていなかった。今回の作業によって、ダッカ地方の内、少なくともバカルガンジ県には相当数の富農達が存在したことが明らかになった。しかも、彼等が借地権を獲得するメカニズムである「離反」(jimba)や「上昇」という慣行が広く確立していたことをも確認できた。ただし、この下位農民的借地権者(cultivating tenure-holders)の経営実態については、一般的な記述が見出されるのみであった。『報告書』を分析するだけでは、富農層の農業経営の具体相に迫ることはできないのである。

4. この県に関して、他にも残された重要問題が多い。特に、スندگانバン開発については、殆ど触れ得なかったし、郷紳層の農業経営の実態、郷紳と各種職能カーストの具体的な関係、地主小作関係の具体的な様相、農業生産の構造、農作物構成の変化、植民地行政の展開等々にも迫ることができなかった。この中の幾つかについては、比較的早い時期に別の形で検討を加えたい。

(1) 例えば、*Census of India, 1921, Vol. V, Bengal., Part I. Report*, 1923, p. 73.

(2) Partha Chatterjee, "Agrarian Structure in Pre-partition Bengal" in Asok Sen, Partha Chatterjee and Saugata Mukherji, *Perspectives in Social Sciences 2: Three studies on the agrarian structure in Bengal 1850-1947*, Oxford University Press, Calcutta, 1982; Sugata Bose, *Agrarian Bengal: Economy, social structure and politics, 1919-1947*, Cambridge University Press, Cambridge, 1986.

(3) *Census of India, 1901, Vol. VI, The Lower Provinces of Bengal and*

their Feudatories, Part I, The Report. (本稿で参照したのは 1881 年～1931 年、年次によりタイトルは変化するが、本稿では『センサス報告』と略記。) ; *Bengal District Gazetteers*. (各県) ; *Final Reports on the Survey and Settlement Operations*. (各県、特に、バカルガンジ県報告書は『地籍事業報告書』或いは単に『報告書』と略記。)

- (4) この課題に、とにかくも挑戦できるのは、英国植民地統治者達が行政上の必要から、数々の調査を行い、その報告書類が比較的利用しやすい形で残されているからである。その様な調査報告の中でも、本稿が主たる史料として用いる『地籍事業報告書』と『センサス報告』は代表的なものだが、この他にも、毎年刊行された『ベンガル農業統計報告』、『ベンガル行政報告』、『海上貿易統計』、『鉄道統計』等々の実に多様な報告類が存在する。
- (5) Shinkichi Taniguchi, "The Peasantry of Northern Bengal in the Late Eighteenth Century," in Peter Robb, et al., (eds.) *Local Agrarian Societies in Colonial India*, Curzon, 1996, pp. 146-198 ; Rajat Datta, *Society, Economy and Market, Commercialization in Rural Bengal, c. 1760-1800*, Manohar, 2000. 私は、この論文において、Rajat Datta の所説の基本的な構図に対していくつかの疑問を呈し、彼はその著書で詳細な反論を行った。
- (6) この「地籍確定事業」の実施にいたる経緯、事業の内容について一つの章を用意したが、紙幅の関係で割愛した。近い将来に構想を改めて、独立の論文として発表したい。
- (7) マタバリアは、表 3 に見られる様に、40 年ほどで耕地が倍以上になっており、1881 年以前の拡大が大きかったと思われる。スワルブカティの過密人口が何に由来するのかは明らかにできなかった。
- (8) マグ (Magh) とは、ビルマのアラカン地方から渡来した人々を指す。倭寇の様にベンガルの海岸地帯を荒らし回り、住民から恐れられた。ムガル州政府もその対策に頭を悩ませ、海岸線を守護する水軍 (Nawara) を組織した程である。いつ頃からマグが猛威を揮い出したかには諸説がある。恐らく 15 世紀頃から始まり、18 世紀後半まで続いた。信頼できる研究書としては、Jaini Mohan Ghosh, *Magh Raiders in Bengal*, Calcutta, 1960.
- (9) *Risley Collection*, Vol. 3, pp. 256-260 ; James Wise, *Notes on the Races, Castes, and Tribes of Eastern Bengal*, 1883, pp. 256-61 ; H. H. Risley, *The*

Tribes and Castes of Bengal, Calcutta, 1891, pp. 183-189.

- (10) 永久地租査定については、谷口晉吉「一八五九年ベンガル地代法の一考察」『一橋論叢』第85巻 第2号 196-217頁を参照されたい。
- (11) 『報告書』を含めて、当時の文献は、このような土地制度をSub-infeudationと呼ぶが、私はかつて拙稿において述べた理由により、この呼称は採用しない。この県の土地制度、地域社会については、臼田論文が良い展望を与える。Shinkichi Taniguchi, "The Patni System — A Modern Origin of the Sub-infeudation of Bengal in the Nineteenth Century," *Hitotsubashi Journal of Economics*, 22-1, 1981, pp. 32-60; 臼田雅之「スウェーデン運動と中間的土地保有権者層—東ベンガル・バコルゴンジ県の場合」『アジア経済』第19巻 第6号 1978 23-45頁。
- (12) R. F. Rampini, *The Bengal Tenancy Act*, Second Edition, Calcutta, 1901, pp. 46-47.
- (13) ただし、『報告書』付録5では、地代免除借地を含めても356,933件であり、付録6付表VIと一致していないが、その理由は確認できなかった。
- (14) 『報告書』付録5では、4,678件であり、この数値の差が何故生じたのかは不明である。
- (15) Shinkichi Taniguchi, "Regional Structure of Bengal Agrarian Societies in the late 19th Century," in S. Taniguchi (ed.), *Development and Culture in Asia — Comparative Study on Grassroots Solidarity among Peoples in Asian Countries —* (A Project Report sponsored by the Ministry of Education, Japan), Hitotsubashi University, 2000.

(付記) 本稿は、文部科学省科学研究費助成(基盤研究(C)(2)13610087(研究代表者 谷口晉吉)、及び、基盤研究(C)(2)13630043(研究代表者 佐藤宏))の成果の一部である。